

旭川市行財政改革推進プログラム

三訂版

平成26年（2014年）1月

旭川市

<目 次>

I 旭川市行財政改革推進プログラムの改訂に当たって

1	これまでの行財政改革の取組	1
2	本市の財政状況	3
(1)	収入(歳入)の推移	3
(2)	支出(歳出)の推移	4
(3)	市債残高の推移	5
(4)	投資的経費の推移	6
(5)	基金残高の推移	7
3	今後の財政収支見通し	8
4	更なる行財政改革の必要性	9

II 改革プログラム三訂版

1	目標	10
2	推進期間	10
3	推進体制	10
4	行財政改革の取組	10
5	収支不足解消の取組	10

III 行財政改革の取組

1	体系図	11
2	改革プロセス1 効果的かつ効率的な行政運営の確立に向けて	13
3	改革プロセス2 持続可能な財政運営の確立に向けて	24
4	改革プロセス3 市民主体のまちづくりの推進に向けて	30
5	改革プロセス4 市役所のスリム化と組織力の向上に向けて	32

IV 収支不足解消の取組

1	収入の確保	35
(1)	市税等の収納率の向上	35
(2)	受益者負担の適正化	35
(3)	その他収入の確保	35
2	支出の抑制	36
(1)	人件費の削減	36
(2)	内部管理経費の見直し	36
(3)	各種助成制度(扶助費・補助金等)の見直し	36
(4)	公共事業費等の抑制	37
(5)	市債発行の抑制, 公債費の平準化	37
(6)	特別会計繰出金の抑制	37
3	財源対策による取組	38
4	項目、年度別の財源確保目標額	38
5	財政健全化の指標の設定	39

資料

1	改革を進める新たな視点	40
2	旭川市行財政改革推進プログラムの主な取組内容(H15～H18当初)	41
3	旭川市行財政改革推進プログラム改訂版の主な取組内容(H18～H22当初)	47
4	旭川市行財政改革推進プログラム二訂版の主な取組内容(H22～H25当初)	54
5	旭川市財政健全化プランの取組結果(H18予算～H20予算)	60
6	新旭川市財政健全化プランの取組結果(H21予算～H25予算)	61

I 旭川市行財政改革推進プログラムの改訂に当たって

1 これまでの行財政改革の取組

市では、平成16年2月に、厳しい財政状況を克服して地方分権時代にふさわしい自立した行財政運営を推進するため、「旭川市行財政改革推進プログラム（以下「改革プログラム」という。）」を策定した後、新たに策定された第7次総合計画^(注1)の基本目標の一つである「市民主体の健全で公正な自治の運営」に向けた取組の一環として、平成18年10月に改革プログラムを改訂し、さらに、平成23年2月に、従前の改革プログラムにおいて十分でない取組を継続するほか、本市の重要な課題の一つである地域力の向上や地域住民等とともに進めるまちづくりを目指して、改革プログラムの再改訂（以下「改革プログラム二訂版」という。）を行いました。

また、財政面に係る取組については、平成17年9月に、本市に見合った財政基盤を確立する柱として「旭川市財政健全化プラン（以下「健全化プラン」という。）」を策定するとともに、平成18年10月に、健全化プランを上回る厳しい財政状況に直面する中で、健全化プランの改訂を行いました。さらに、平成20年11月に、市税収入や地方交付税が想定を超え見通しよりも大幅に減少し、社会保障関係経費等の義務的経費が大幅に伸びたことなどにより財政の悪化の度合いが深まったため、新たに「新旭川市財政健全化プラン（以下「新健全化プラン」という。）」を策定しました。

行財政改革の取組は、これまでの改革プログラム等により事務事業の効率化やアウトソーシング^(注2)、自主財源の確保、職員体制や組織の見直し等が進んだほか、市民の企画提案による協働のまちづくり事業の実施や、地域まちづくり推進協議会の全市的な展開等により、地域力の向上等が図られ、市民が主体的にまちづくりに参加できる仕組みづくりを進めることができました。

一方、財政状況は、これまでの健全化プラン等により、収入の確保と支出の抑制の両面から財源確保の取組を進め、市の調整財源として活用可能な貯金に当たる財政調整基金^(注3)と減債基金^(注4)への積立残高は、平成20年度末の6億円から平成24年度末で52億円となり、また、市の借金に当たる市債残高も年々減少するなど、以前と比べると一定程度の好転を見せています。しかし、社会保障関係経費等の義務的経費や施設の更新整備費用が増加傾向にあること、更に税収の落ち込みにより自主財源の伸び悩みが続いていることなどから、依然として厳しい状況にあります。

(注1) 第7次総合計画

平成18年度を始期とする、市民と市役所が共にまちづくりを進めていくための今後10年間の指針。

(注2) アウトソーシング

実施している事業や業務の一部を外部委託等により行うこと。

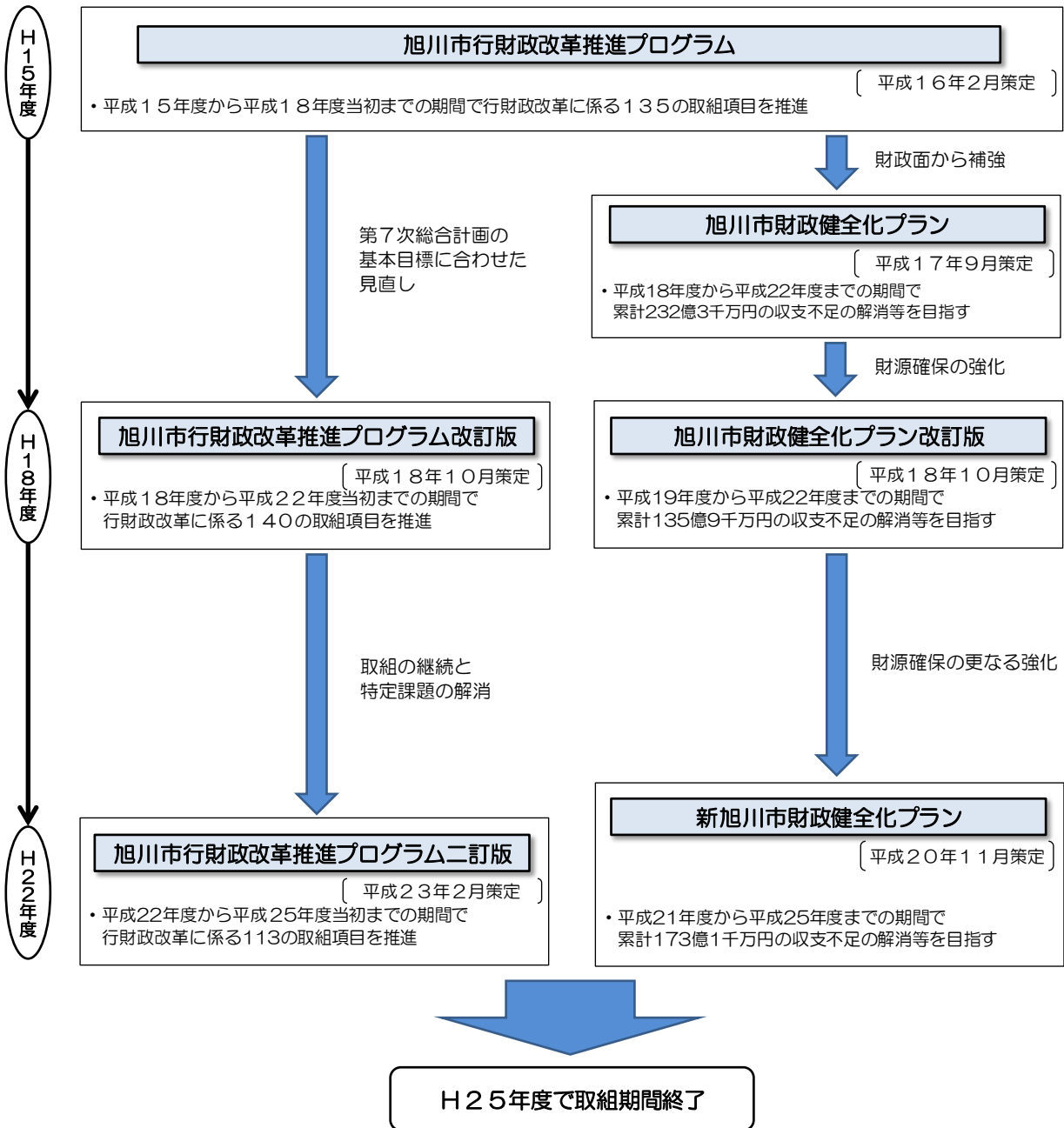
(注3) 財政調整基金

突発的な災害や緊急を要する経費に備えるために設置される基金。

(注4) 減債基金

市債の償還の増加に備えるために設置される基金。

■ 旭川市行財政改革推進プログラム等の策定の経過



2 本市の財政状況

(1) 収入（歳入）の推移

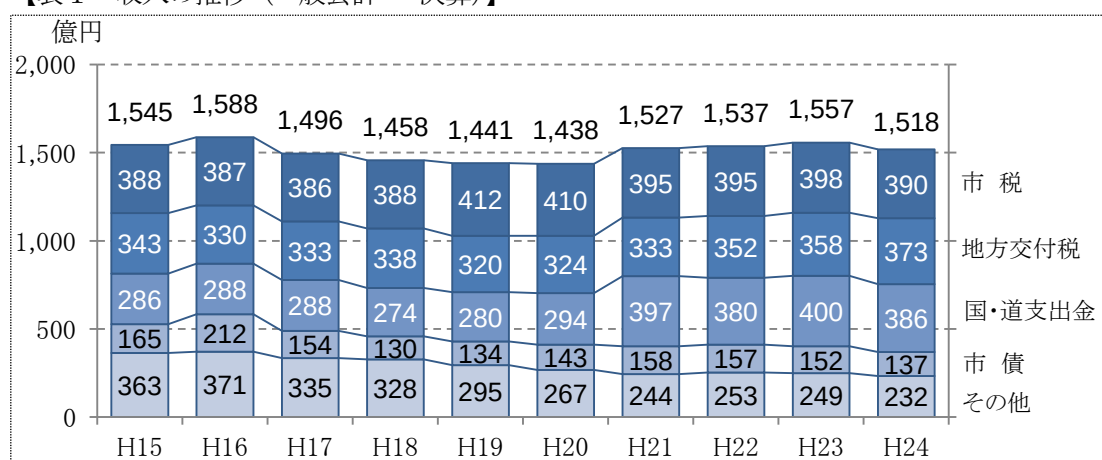
本市の特徴としては、収入全体に対して自主財源である市税の割合が低く、一方、地方交付税^(注5)や国・道支出金^(注6)の割合が高い構造となっており、財政的な自由度は低い状況が続いています。

市税は、税源移譲や定率減税の廃止によって平成19年度に一旦増加しましたが、その後は景気後退や地価の下落などにより減少傾向となっています。

地方交付税は、中核市に移行した平成12年度には大きく増加しました。その後、国の三位一体の改革^(注7)による国庫補助金の縮減に併せた税財源の移譲と地方交付税の見直しとともに、地方交付税の不足分が臨時財政対策債^(注8)に振り替わったことなどにより年々減少していましたが、平成21年度からは国の緊急経済対策などにより増加に転じています。

このように、地方交付税は国の施策によって左右されやすく、将来の見通しが立てにくい財源でもあるため、自主財源である市税を安定的に確保することが喫緊の課題です。

【表1 収入の推移（一般会計^(注9)決算）】



(注5) 地方交付税

地方自治体の税源の不均衡を調整するため、国税の一定割合の額を国が地方公共団体に対して交付するもの。

(注6) 国・道支出金

市が行う事業に対して、国や北海道が使い道を特定して交付する支出金の総称。補助金や負担金などがある。

(注7) 三位一体の改革

国の関与を縮小し、地方の権限・責任を拡大して、地方分権を一層推進することを目指し、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直しの3つを一体として平成18年度までに行った改革。

(注8) 臨時財政対策債

平成13年度に創設された地方債で、地方の財源不足を補填するために、本来地方交付税として交付されるべき額の一部を振り替えて発行される特例地方債。実質的な地方交付税とされ、各地方公共団体が借り入れ、後年度の償還費について全額地方交付税の算定に算入される。

(注9) 会計区分

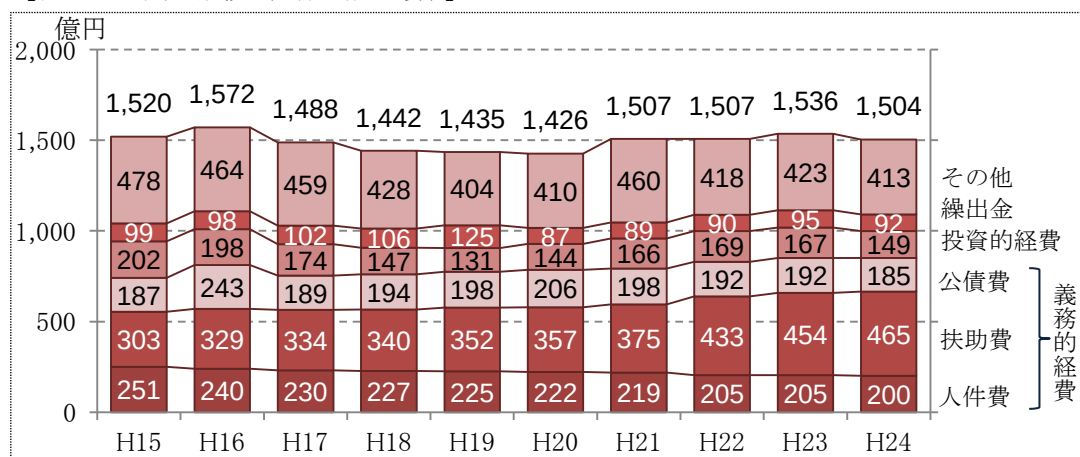
- ・一般会計：道路や公園の整備、福祉事業、ごみ処理など、市民生活全般にわたる支出や収入等を経理する基本的な会計。
- ・特別会計：特定の収入を特定の事業に使う場合など、一般会計と区別して経理する必要がある場合に設けている会計で、国民健康保険事業などがある。また、特別会計の中でも水道・下水道事業、病院事業は民間企業と同じように料金収入によってサービスの提供や経営をしているため「企業会計」という。
- ・普通会計：各市町村の決算状況を比較するため、総務省が便宜的に定義している会計。本市では一般会計のほか、動物園事業特別会計、育英事業特別会計、母子福祉資金等貸付事業特別会計が含まれる。

(2) 支出（歳出）の推移

本市の支出は、福祉・医療サービスなどの社会保障関係経費である扶助費^(注10)の増加が著しく、平成24年度決算では支出全体の3分の1を占めています。また、扶助費、人件費、公債費^(注11)は義務的経費と言われ、この経費が増加すると財政構造の硬直化、つまり、市で使い道を自由に決めることができる財源が減ることとなり、その他の行政サービスに影響が生じるおそれがあります。

このため、公共事業である投資的経費や公債費、人件費などの抑制に努めてきましたが、扶助費の増加により、財政構造の改善は難しい状況です。

【表2 支出の推移（一般会計決算）】

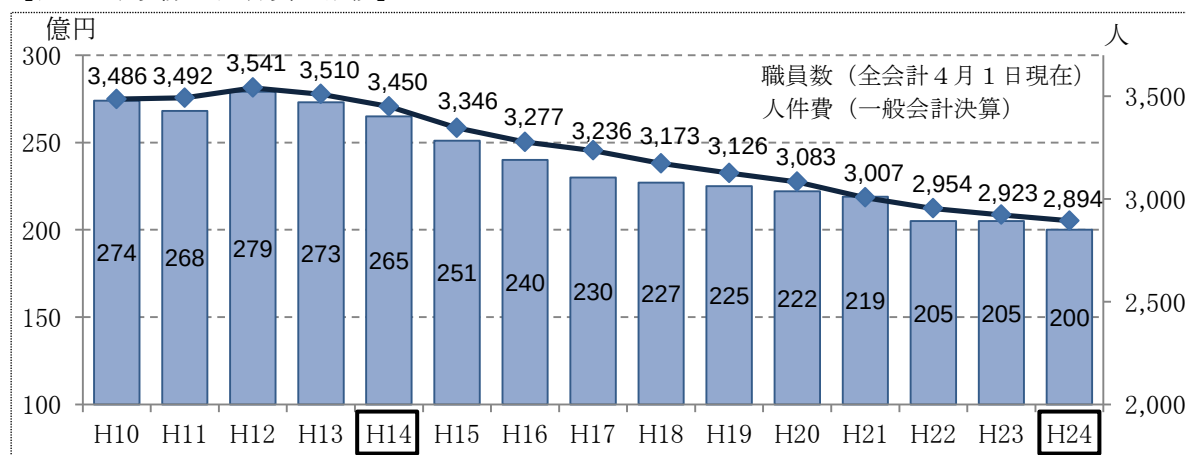


ア 人件費の推移

人件費は、議員、委員、職員の給料や手当などの経費をいい、これまでアウトソーシング、事務改善、事業の見直しなどにより職員数を削減したほか、給与の独自削減^(注12)や各種手当の見直しに取り組んできました。

その結果、中核市に移行した平成12年度以降、職員数は年々減少し、人件費はこの10年（平成14年度～平成24年度）で65億円減少しています。

【表3 職員数と人件費の推移】



(注10) 扶助費

生活保護法、児童福祉法などの法令に基づいた生活保護費や児童手当などの支給や、市が単独で行う各種扶助の経費。

(注11) 公債費

施設建設などのために借り入れた市債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費。

(注12) 給与の独自削減

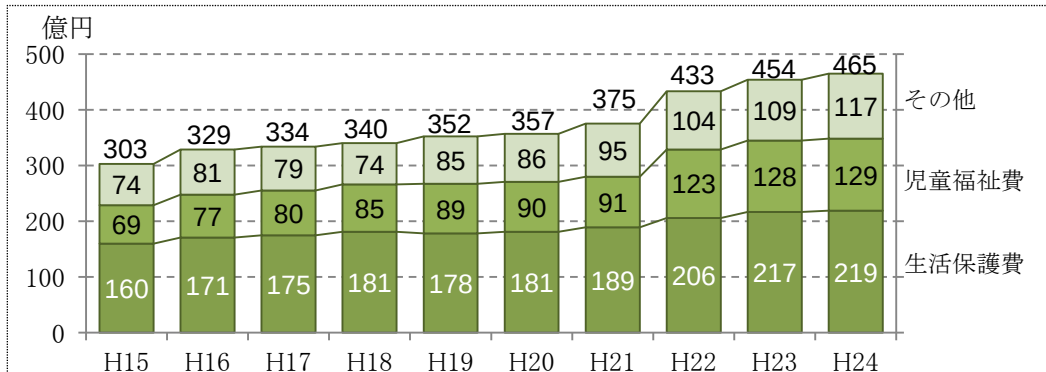
市が独自に実施している給料の減額措置及び昇給の抑制措置をいう。給料の減額措置は平成18年度から、昇給の抑制措置は平成23年度から実施しており、平成25年度においては市長18%、副市長等の特別職9%、管理職1.9%、一般職0.9%又は0.2%相当額を給料から減額する措置と、昇給時の昇給幅を2分の1程度抑制する措置を実施。

イ 扶助費の推移

扶助費は、生活保護費や児童福祉費など子供から高齢者までの福祉・医療サービスに使われる経費であり、市の支出では最も大きな金額となっています。中でも生活保護費は、扶助費の約半分を占めており、近年の雇用情勢の悪化により著しく増加しています。また、児童福祉費は、平成22年度に子ども手当が創設されたことや、保育所の整備に伴う運営費の増加などにより、年々、増加傾向となっています。

今後も扶助費の増加は続くことが想定されるため、本市の財政運営でもこの財源をどのように確保していくかが大きな課題となっています。

【表4 扶助費の推移（一般会計決算）】

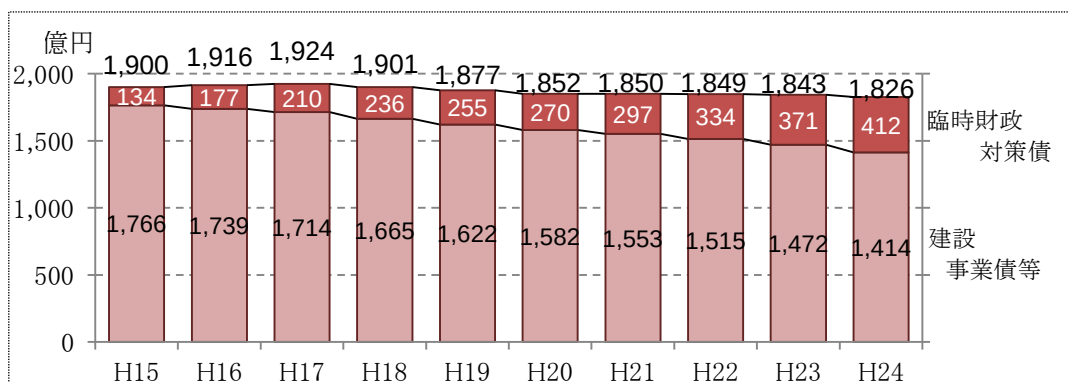


(3) 市債残高の推移

市債は、主に道路、公園、市営住宅や学校などを建設する際に借り入れます。これらの施設は将来にわたって利用されるものなので、複数年にわたる償還を通じて世代間の負担の公平性を確保する財政運営の有効な手法でもあります。一方で将来に負担を残すことにもなるため、公共事業の抑制や、地方交付税で償還額が措置される市債を優先的に活用しながら市債発行額を縮減することにより、市債残高は年々減少しています。しかし、国の財政状況も厳しいことから地方交付税の不足を補う臨時財政対策債が増大したために、全体で見ると計画どおりには減少していない状況であり、今後もできるだけ借入を抑制する必要があります。

なお、平成25年度は、旭川市土地開発公社の解散に当たり第三セクター等改革推進債^(注13)を発行するため、市債残高は一時的に増加する見込みです。

【表5 市債残高の推移（一般会計決算）】



(注13) 第三セクター等改革推進債

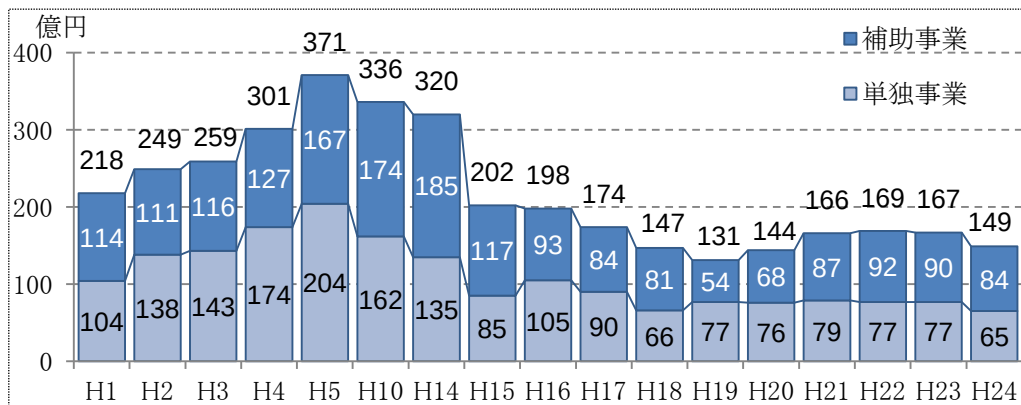
第三セクター等の抜本的改革に必要な経費の財源に充てるための特例的な地方債として、平成25年度までの時限的措置で設けられた特例債。団体の解散を行う場合などには、市が債務保証を行っている団体の借入金の返済に要する経費が対象となる。第三セクターは法令で定義はないが、本市では、市が設立に関与した団体で市の出資金が資本金、出損金の25%以上等のものを「第三セクター等」としており、対象は平成25年10月現在で、株式会社旭川振興公社などの10団体がある。

(4) 投資的経費の推移

投資的経費は、主に道路、公園、市営住宅や学校の施設整備費用で、社会基盤整備のほかに雇用の確保といった効果もあり、市の政策にも関わる重要な事業です。事業費は、平成5年度にピークを迎え、平成14年度までは高い水準で推移しています。その後、景気の低迷と多額の市債残高により全国的に財政状況が悪化し、本市も事業費と市債の両面で抑制に取り組んできました。近年の経済情勢や社会環境の変化などを考えますと、これまでのような事業規模を確保することは難しいですが、国の緊急経済対策や耐震化の取組などにより、平成19年度から徐々に増加傾向にあります。

今後は、施設の老朽化も進んできており、安定的な施設運営を維持するためにも、財政の健全化により財源を捻出し、一定程度の更新整備を進めていかなければなりません。

【表6 投資的経費の推移（一般会計決算）】



(5) 基金残高の推移

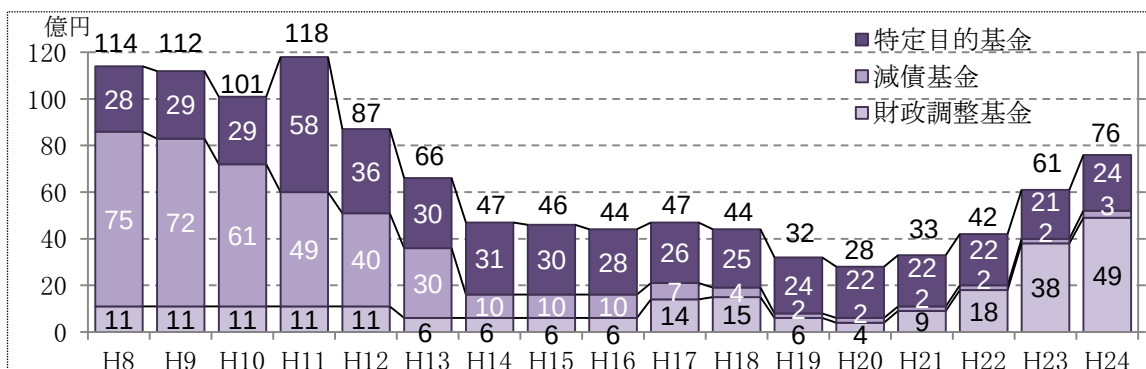
基金は、特定の目的のために資金を積み立て、運用するために設けられた財産であり、財政の調整財源として活用する財政調整基金と減債基金、特定の事業目的のために活用する特定目的基金があります。

財政調整基金と減債基金は、厳しい財政状況が続いたため、収支不足分に対して取り崩してきた結果、平成20年度には両基金の残高合計が6億円となり、危機的な状況になりましたが、その後、健全化プラン等による取組を進めると同時に、地方交付税の増加などによって基金を積み立てることが可能となり、平成21年度以後は年々増加してきています。

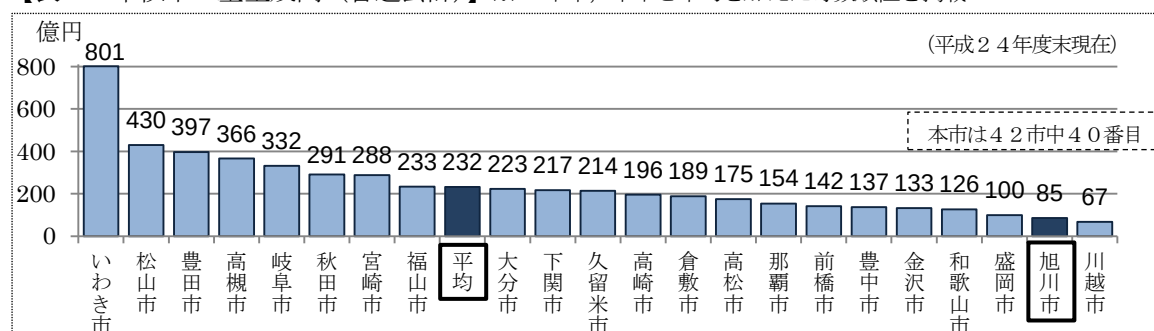
特定目的基金については、庁舎建設整備基金^(注14)など将来に備えて少しずつ積み立てている基金もありますが、長寿社会生きがい基金^(注15)のように事業を行うために使用する基金は、毎年の事業費を確保するために取り崩す状況が続いているため、資金残高は年々減少傾向にあります。

平成24年度末の一般会計全体の基金残高は76億円ありますが、将来の財政需要などを考慮すると決して安心できる金額ではなく、今後の状況次第では数年で使い切ってしまう可能性もありますので、計画的な財政運営が必要です。また、他の中核市と比較してみると、普通会計における本市の基金残高は42市中40番目と中核市平均を大きく下回っており、持続的な財政運営の確立には今後も基金を増やしていく努力が必要です。

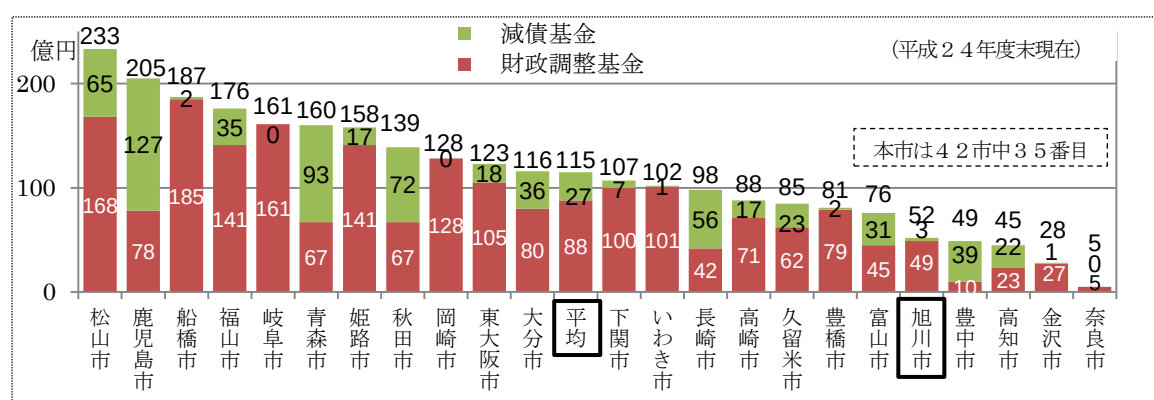
【表7 基金残高の推移（一般会計）】



【表8 中核市の基金残高（普通会計）】※42市中、本市と平均を加えた奇数順位を掲載



【表9 中核市の財政調整基金・減債基金残高（普通会計）】※42市中、本市と平均を加えた奇数順位を掲載



3 今後の財政収支見通し

これまでも健全化プラン等により財政の健全化に取り組んできましたが、平成25年度当初予算をベースに、平成26年度から平成30年度までの5年間の財政収支見通しを推計した結果、累計で127億4千万円の収支不足が見込まれる状況です。

この主な要因として、支出面では、扶助費や後期高齢者医療の負担金、介護保険の繰出金など福祉サービスに関係する経費が年々増加していくことが挙げられます。

また、収入面では、消費税率の引上げにより地方消費税交付金^(注16)は増加しますが、固定資産評価額の下落傾向等を受けて市税は減少していくものと見込んでいます。

収入の中で市税とともに高い割合を占めている地方交付税は、地方消費税交付金の増加分が減少するものの、扶助費の増加や市税の減少が反映されるため、全体としては増加していくと見込んでいます。

しかし、市税の減少分の4分の3は地方交付税で補われますが全額ではないため、市税の減少により独自に使える財源（自主財源）は減少していきます。

こうした状況から、支出の増加に応じた収入の確保が年々難しくなっていくために、収支不足が生じていくことになります。

■ 財政収支見通し

(単位：億円)

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30
1 経常収入	1,179.4	1,204.8	1,218.4	1,237.2	1,252.4	1,264.6
主な内訳						
市税	387.0	382.3	367.8	363.8	360.1	346.3
地方交付税	360.8	359.8	361.1	363.1	370.5	384.7
地方消費税交付金	37.6	57.5	73.2	82.6	82.6	82.6
国庫支出金	273.5	282.2	291.2	300.6	310.2	320.1
2 経常支出	1,055.1	1,087.7	1,095.7	1,106.4	1,124.7	1,136.2
主な内訳						
人件費	197.5	205.3	194.5	186.8	185.6	183.6
扶助費	466.7	481.8	497.4	513.5	530.1	547.3
公債費	183.1	185.1	185.7	185.4	186.9	181.9
3 収支差引(1-2)	124.3	117.1	122.7	130.8	127.7	128.4
4 一般財源振替額	71.2	64.6	64.4	64.4	64.3	63.1
5 臨時費充当可能額(3+4)	195.5	181.7	187.1	195.2	192.0	191.5
6 臨時費	195.5	205.7	209.5	215.9	221.7	222.1
繰出金	119.3	123.6	126.9	132.9	138.6	139.0
特別会計	81.1	85.5	88.5	93.7	99.1	99.3
企業会計	38.2	38.1	38.4	39.2	39.5	39.7
公共事業	13.9	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0
その他	62.3	63.1	63.6	64.0	64.1	64.1
収支過不足額(5-6)	0.0	△ 24.0	△ 22.4	△ 20.7	△ 29.7	△ 30.6
収支過不足の累計額	-	△ 24.0	△ 46.4	△ 67.1	△ 96.8	△ 127.4

財政収支見通しの主な考え方

平成25年度予算額を基準に次の要素を見込んで推計しています。また、収入・支出ともに消費税率の引上げを見込んでいます。(平成26年4月以後8%,平成27年10月以後10%)

- ・「経常収入」「経常支出」は、国庫支出金等の特定財源を含んだ予算総額
- ・「一般財源振替額^(注17)」は、臨時財政対策債や土地売却収入などの臨時費で使用可能な財源を見込む
- ・「市税」は、現時点で想定できる増減要素を見込む
- ・「地方交付税」は、市税などの収入や扶助費などの支出の増減要素を見込む
- ・「地方消費税交付金」は、消費税率の引上げを見込む ・「国庫支出金」は、扶助費分の伸び率を見込む
- ・「人件費」は、退職者数などを考慮し、現在の制度に基づいて推計
- ・「扶助費」は、過去の実績等による伸び率をもとに推計 ・「公債費」は、年利1.6～1.9%を基準に推計
- ・「繰出金^(注18)」は、特別会計分は過去の実績から、企業会計分は財政計画等から推計
- ・「公共事業」は、平成26年度の見込額をもとに推計 ・「その他」は、現時点で想定できる見込額をもとに推計

4 更なる行財政改革の必要性

本市の行財政改革の取組については一定の成果はありましたが、今後の中期的な財政収支見通しでは、多額の収支不足額が見込まれるほか、行政運営に際しては、経営資源が限られている中で、社会経済環境の変化や多様化する市民ニーズ等によって生じる新たな課題や需要に対して、柔軟かつスピード感をもって対応できる体制づくりと、事業の効率化や重点化を図らなければ、行政サービスの維持、向上は困難な状況となっています。

また、まちづくりを進めるに当たっては、市民と行政が相互に協力しあい、市民自らが主体的にまちづくりに参加できる環境を整備することが重要であり、本格的な少子高齢社会や人口減少に早急に対応するためにもその取組を加速する必要があります。加えて、平成25年度からは、行財政改革の取組によって地方交付税の交付額が増減する制度が導入され、自治体の経営努力が益々求められる状況にあります。

このため、今後も行財政改革の歩みを止めることなく、更なる行財政改革の推進を目指して、改革プログラム二訂版を改訂し、「旭川市行財政改革推進プログラム三訂版（以下「改革プログラム三訂版」という。）」を策定します。

なお、行財政改革の取組を進める上で、特に財政面を重視し補強することを目的として、別途、健全化プラン等を策定し推進してきたところですが、現行の新健全化プランも平成25年度で取組期間が終了するため、両計画の一体管理と計画の分かりやすさ等の観点から、財政の健全化に係る取組は改革プログラム三訂版に統合することとします。

また、第三セクター等に係る取組についても、本市では平成21年1月に策定した「旭川市第三セクター等改善計画（以下「改善計画」という。）」に基づき、効率的な運営や安定的な経営を目指すとともに、自立化を促進するという考え方を基本として見直しを進めてきたほか、平成25年9月には財団法人旭川河川環境整備財団を清算し、旭川市土地開発公社についても平成25年度中の清算に向けた取組を進めているところです。今後においても、引き続き、第三セクター等の安定的な経営や自立化に向けた取組を進めていく必要があることから、改善計画の基本的な方向性を維持しつつ、その取組内容を見直し、改革プログラム三訂版の中で併せて取り組むこととします。

(注14) 庁舎建設整備基金

庁舎の建設整備事業の財源に充てるための基金。

(注15) 長寿社会生きがい基金

長寿社会に対応する社会福祉活動に必要な経費の財源に充てるための基金。

(注16) 地方消費税交付金

現行のいわゆる消費税として納めている5%のうち、1%分が地方消費税であり都道府県税に当たる。当該地方消費税の2分の1は、人口と従事者数の割合により按分して市町村に交付される。

(注17) 一般財源振替額

市税のようにどの事業にも充当できる財源として整理したもの。

(注18) 繰出金

一般会計、特別会計及び基金の間で、その会計から他の会計等に資金を移す場合を「繰出」、他の会計からその会計に資金が移される場合を「繰入」という。

Ⅱ 改革プログラム三訂版

1 目標

改革プログラム三訂版では、限られた経営資源の中で効果的かつ効率的な市政の一層の推進を図るほか、将来に負担を先送りすることのない安定的で持続可能な財政運営を確立し、併せて市民主体のまちづくりの更なる発展を目指すなど、時代に即した市役所への転換を進めます。

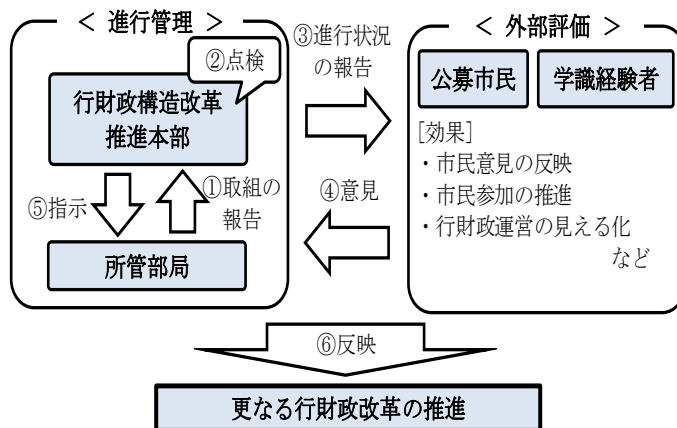
2 推進期間

改革プログラム三訂版の推進期間は、平成25年度から平成30年度当初までの5年間とします。

3 推進体制

行財政構造改革推進本部^(注19)において進行管理を行うほか、進行状況の評価に際しては、改革プログラム三訂版の実効性を高めるため、学識経験者や市民等による外部評価を行うなど、新たな視点を取り入れながら計画を推進します。

なお、進行状況は、市政情報コーナー及びホームページにて公表し、より分かりやすい内容となるよう努めます。



4 行財政改革の取組

目標実現のため、以前の改革プログラムに掲げた「改革を進める新たな視点」（40ページ参照）の考え方を継承しつつ、改革プログラム二訂版で未実施であった取組や継続すべき取組、あるいは拡充すべき取組のほか、新たな取組も加えて、次の四つの改革プロセスに沿って、その内容や取組期間などを整理して推進を図ります。

改革プロセスに基づく個別の推進事項は、13ページから34ページまでに掲載のとおりとし、推進事項としてここに掲載されていないものについても、必要に応じ、適宜、取組を進めます。

- | | |
|---------|----------------------|
| 改革プロセス1 | 効果的かつ効率的な行政運営の確立に向けて |
| 改革プロセス2 | 持続可能な財政運営の確立に向けて |
| 改革プロセス3 | 市民主体のまちづくりの推進に向けて |
| 改革プロセス4 | 市役所のスリム化と組織力の向上に向けて |

5 収支不足解消の取組

持続可能な財政運営の確立に向けた数値目標として、平成30年度予算編成までの財政収支見通しで見込まれる累計127億4千万円の収支不足解消を目指します。

なお、収支不足解消の財源確保に当たっては、改革プロセスに沿った各取組に加え、それ以外のものを含めた事務事業全般に渡る見直しを図っていくものとし、35ページから38ページまでに掲載のとおり、項目別に財源確保目標額を設定することで、取組を進めます。

財源確保目標額	平成30年度予算編成までに	累計127億4千万円
---------	---------------	------------

(注19) 行財政構造改革推進本部

本市の健全財政を確立するとともに、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行財政運営の推進を図るため、市長、副市長及び各部長等が構成された庁内横断的な組織。平成14年度から設置している。

Ⅲ 行財政改革の取組

改革プロセス1 効果的かつ効率的な行政運営の確立に向けて

- | | | | |
|---|-------------|---|---|
| 1 | アウトソーシングの推進 | — | 指定管理者制度の導入拡大 |
| | | — | 業務委託の拡大 |
| | | — | 施設の民営化 |
| 2 | 電子市役所への取組推進 | — | インターネットを利用した手続の拡大 |
| | | — | I C T利活用による業務改善 |
| | | — | システム、機器等の最適化 |
| 3 | 施設等の見直し | — | 試験研究機関の見直し |
| | | — | 社会教育施設の見直し |
| | | — | 児童福祉施設等の見直し |
| | | — | その他施設の配置見直しの検討 |
| 4 | 行政サービスの充実 | — | 窓口業務等の改善 |
| | | — | 地方分権改革の推進 |
| | | — | 消防体制の強化 |
| 5 | 第三セクター等の見直し | — | (株) 旭川振興公社に係る取組 |
| | | — | (株) 旭川保健医療情報センターに係る取組 |
| | | — | 旭川空港ビル(株)に係る取組 |
| | | — | (一財) ^(注20) 旭川市勤労者共済センターに係る取組 |
| | | — | (一財) 旭川産業創造プラザに係る取組 |
| | | — | (一財) 道北地域旭川地場産業振興センターに係る取組 |
| | | — | (公財) ^(注20) 旭川市公園緑地協会に係る取組 |
| | | — | (一財) 旭川市水道協会に係る取組 |
| | | — | (公財) 旭川市体育協会に係る取組 |
| | | — | 第三セクター等の評価の実施 |
| 6 | その他事務事業の見直し | — | 契約手法の見直し |
| | | — | 施設等の保全の推進 |
| | | — | その他事業の見直し |

改革プロセス2 持続可能な財政運営の確立に向けて

- | | | | |
|---|-------------|---|--------------|
| 1 | 自主財源の確保 | — | 収納率の向上 |
| | | — | 多様な収入確保策の推進 |
| | | — | 公有財産の売却等の促進 |
| | | — | 借地の見直し |
| 2 | 各種助成制度の見直し | — | 補助金の見直し |
| 3 | 受益者負担の見直し | — | 使用料、手数料等の見直し |
| | | — | 施設利用の有償化 |
| 4 | 公営企業の経営の健全化 | — | 経営計画の策定 |
| | | — | 体制の見直し |
| | | — | 繰出金の抑制 |
| | | — | その他事務改善等 |

(注20) (一財), (公財)
一般財団法人, 公益財団法人の略語。

改革プロセス3 市民主体のまちづくりの推進に向けて

- | | |
|----------------------------|---|
| 1 協働 ^(注2 1) の推進 | <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> 協働のまちづくりの推進
 外郭団体の自立化促進
 協働意識の向上 </div> |
| 2 市民主体のまちづくりの
環境整備 | <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> まちづくり基本条例の策定
 地域コミュニティ施設の整備
 情報共有と市民ニーズ把握の促進 </div> |

改革プロセス4 市役所のスリム化と組織力の向上に向けて

- | | |
|----------------|--|
| 1 職員体制、給与等の見直し | <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> 職員体制の見直し
 給与、諸手当等の見直し </div> |
| 2 組織の見直し | <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">組織の見直し</div> |
| 3 組織力の向上 | <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> 人事評価システムの充実
 人材の育成 </div> |

■ 次ページ以降の表の実施年度の見方について

取組項目 所管部局	実 施 年 度					
	25	26	27	28	29	30
(例1)	○					
(例2)		○	→	→		
(例3)			○	→	→	→

(例1) 平成25年度に行う（行った）もの

(例2) 始期が平成26年度で、終期が平成28年度中のもの

(例3) 始期が平成27年度で、終期が平成30年度当初のもの

注1：プログラムの推進期間を平成25年度から平成30年度当初までと設定しているため、以前から継続して行っている取組項目についても、平成25年度に○印を付しています。

注2：「平成30年度当初」とは、原則的に平成30年の4月を想定しています。

(注2 1) 協働

市民と市がそれぞれの果たすべき責任及び役割を自覚し、相互に補完、協力し合うこと。

改革プロセス1 効果的かつ効率的な行政運営の確立に向けて

【1 アウトソーシングの推進】

推進事項	指定管理者制度の導入拡大							
取組内容	指定管理者制度 ^(注22) の導入の可能性を検討し、制度導入の拡大を図る。							
効 果	・ 民間の能力やノウハウの活用 ・ 市民ニーズに対応したサービスの提供 ・ 経費の削減							
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度					
			25	26	27	28	29	30
1	カムイスキーリンクスへの指定管理者制度の導入	総合政策部	○					
2	市民文化会館（公会堂を含む。）への指定管理者制度の導入	社会教育部	○	→	→	→	→	
3	大雪クリスタルホールへの指定管理者制度の導入	社会教育部	○	→	→			
4	井上靖記念館への指定管理者制度の導入	社会教育部	○	→				
5	公民館への指定管理者制度の導入拡大	社会教育部	○	→	→	→	→	→
6	その他施設への指定管理者制度の導入拡大	総務部 各部局	○	→	→	→	→	→

推進事項	業務委託の拡大							
取組内容	各種業務，運営等の委託の可能性を検討し，委託拡大を図る。							
効 果	・業務の効率化 ・経費の削減							
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度					
			25	26	27	28	29	30
7	市立保育所給食調理業務の委託	子育て支援部	○	→	→			
8	市営住宅における効率的な管理運営手法の検討	都市建築部	○	→	→	→	→	→
9	その他業務委託の拡大	各部局	○	→	→	→	→	→

(注22) 指定管理者制度

従来の「管理委託方式」（市出資法人や公共的団体等に委託する方式）に代わり、議会の議決を経て指定される「指定管理者」に公の施設の管理を委任する制度。指定管理者の範囲には、特に制約を設けず民間事業者も含まれる。

推進事項	施設の民営化						
取組内容	北星保育所について、民間事業者への移譲を行う。						
効 果	・ 保育環境の向上 ・ 経費の削減						
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度				
			25	26	27	28	29 30
10	北星保育所の移譲	子育て支援部	○	→			

【 2 電子市役所への取組推進 】

推進事項	インターネットを利用した手続の拡大								
取組内容	電子申請及び施設予約システムの利用対象の拡大を図る。								
効 果	・市民サービスの向上 ・業務の効率化								
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度						
			25	26	27	28	29	30	
11	電子申請の利用拡大	総務部	○	→	→	→	→	→	
12	施設予約システムの利用拡大	総務部	○	→	→	→	→	→	

推進事項	I C T利活用による業務改善								
取組内容	職員の出退勤の管理や公文書の管理，意思決定の際の決裁行為等について，I C T（情報通信技術）の利活用により業務改善を図る。								
効 果	・業務の効率化 ・経費の削減								
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度						
			25	26	27	28	29	30	
13	出退勤管理業務等の効率化	総務部	○	→	→	→	→	→	
14	文書事務の電子化の検討	総務部	○	→	→	→	→	→	

推進事項	システム，機器等の最適化								
取組内容	印刷機器の設置や文書作成ソフトの導入の見直しを図るほか，一般事務用パソコンの保守管理手法の見直しを検討する。 基幹系業務システム ^(注2 3) の全体最適化に向けた検討を行う。								
効 果	・経費の削減 ・システム，機器等の最適化								
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度						
			25	26	27	28	29	30	
15	OA 機器等の整備手法の見直し	総務部	○	→	→	→	→	→	
16	基幹系業務システムの在り方の検討	総務部	○	→	→	→			

(注 2 3) 基幹系業務システム

住民情報を中心とした税情報や国民健康保険，介護保険のような，自治体業務の根幹に関するシステムをいう。本市では，そのほとんどをホストコンピュータによるシステムで運用している。

【3 施設等の見直し】

推進事項	試験研究機関の見直し								
取組内容	工芸センターや工業技術センターについて、業界振興の観点からその果たすべき役割と在り方を検討し見直しを行う。 農業センターの市民体験農園についても、その果たすべき役割と在り方を検討する。								
効 果	・地域経済の活性化 ・運営の効率化								
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度						
			25	26	27	28	29	30	
17	工芸センターの在り方の検討	経済観光部	○	→	→	→	→	→	
18	工業技術センターの在り方の検討	経済観光部	○	→	→	→	→	→	
19	農業センター市民体験農園の在り方の検討	農政部	○	→	→	→	→		

推進事項	社会教育施設の見直し							
取組内容	春日青少年の家について，利用状況等を勘案し今後の在り方を検討する。 彫刻美術館及び図書館の運営について，委託等の可能性を検討するほか，図書館については開館日及び開館時間の拡大を併せて検討する。							
効 果	・市民ニーズに対応したサービスの提供 ・運営の効率化 ・経費の削減 ・民間の能力やノウハウの活用							
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度					
			25	26	27	28	29	30
20	春日青少年の家の在り方の検討	子育て支援部	○	→				
21	彫刻美術館の運営体制の見直しの検討	社会教育部			○	→	→	
22	図書館の運営体制の見直しの検討	社会教育部	○	→	→	→		

推進事項	児童福祉施設等の見直し							
取組内容	愛育センターやこども通園センターについて、利用者のニーズ，民間事業所の療育の現状等を踏まえ，その在り方を検討し見直しを行う。							
	児童館について，子どもの居場所や子育て支援のほか，子育て支援に関する市民活動の拠点施設としての機能の充実を図る。							
	へき地・季節保育所について，地域の就学前児童数や保育ニーズを見極め，統廃合を含めた見直しを行う。							
	通年制保育園について，指定管理者の公募や民間事業者への移譲等，今後の在り方を検討し見直しを行う。							
効 果	・施設の利用環境等の向上 ・保育内容の充実と待機児童の解消 ・運営の効率化							
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度					
			25	26	27	28	29	30
23	愛育センターの見直し	子育て支援部	○	→	→	→		
24	こども通園センターの在り方の検討	子育て支援部	○	→	→	→		
25	児童館の機能の充実	子育て支援部	○	→	→			
26	へき地・季節保育所の設置の見直し	子育て支援部	○	→	→	→	→	
27	通年制保育園の見直し	子育て支援部	○	→	→	→	→	

推進事項	その他施設の配置見直しの検討								
取組内容	出張所等の消防庁舎及び小中学校の配置の適正化を検討する。								
効 果	・ 市民ニーズに対応したサービスの提供 ・ 経費の削減								
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度						
			25	26	27	28	29	30	
28	消防庁舎の配置見直しの検討	消防本部	○	→	→	→	→	→	
29	小中学校の次期適正配置計画の策定	学校教育部	○	→					

【 4 行政サービスの充実 】

推進事項	窓口業務等の改善								
取組内容	市民から頻繁に寄せられる問合せの集約データを充実するなど、業務案内の機能強化を図る。 市税等について、コンビニエンスストアでの納付やクレジットカードによる納付など多様な納付方法の導入を検討する。 住民票等の各種証明書について、コンビニエンスストアにおいて交付するための取組を進める。 動物愛護センターに保護されている動物の休日見学対応の利用日等について、順次、拡大を図る。								
効 果	・市民の利便性の向上 ・業務の効率化								
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度						
			25	26	27	28	29	30	
30	業務案内の機能強化	総務部	○	→	→	→	→	→	
31	多様な納付方法の導入検討	税務部, 福祉保険部 総務部, 各部局	○	→	→	→	→	→	
32	証明書のコンビニ交付の導入	市民生活部 総務部	○	→	→	→	→	→	
33	動物愛護センター保護動物の休日見学対応の拡大	保健所		○	→	→	→		

推進事項	地方分権改革の推進								
取組内容	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 ^(注24) に適切に対応するほか、市民サービスの向上に向け、権限の拡充等についての検討を進めるとともに、必要に応じて国や北海道に働きかけを行う。								
効 果	・市民サービスの向上 ・自治体としての機能強化								
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度						
			25	26	27	28	29	30	
34	地方分権改革の推進に係る取組の実施	総合政策部 各部局	○	→	→	→	→	→	

推進事項	消防体制の強化								
取組内容	広域的な連携により共同で消防事務を行う等、スケールメリットを生かすことで、人員や車両の増強、現場到着時間の短縮等、消防体制の強化を図る。								
効 果	・住民サービスの向上 ・業務の効率化								
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度						
			25	26	27	28	29	30	
35	消防の広域化の推進	消防本部	○	→	→	→	→	→	

(注24) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

地方分権改革を進めるため、これまで国が一律に決定し自治体に義務付けてきた基準、施策等を、自治体が条例の制定等により自ら決定し実施できるように、その関係法律を一括して改正する法律をいう。これまでに第3次まで成立している。

【 5 第三セクター等の見直し 】

推進事項	(株) 旭川振興公社に係る取組							
取組内容	常勤役員への市退職者派遣の見直しのほか、借入金の計画的削減や土地売却を進める。							
効 果	・団体に対する市の適切な関与 ・経営の安定化							
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度					
			25	26	27	28	29	30
36	常勤役員への市退職者派遣の見直し	総務部	○	→	→			
37	借入金の計画的削減	総務部	○	→	→	→	→	→
38	土地売却の促進	総務部	○	→	→	→	→	→

推進事項	(株) 旭川保健医療情報センターに係る取組								
取組内容	経営基盤の強化や常勤役員への市退職者派遣の見直しを進める。								
効 果	・経営体質の改善 ・自立化の促進								
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度						
			25	26	27	28	29	30	
39	経営基盤の強化	福祉保険部	○	→	→	→	→	→	
40	常勤役員への市退職者派遣の見直し	福祉保険部	○	→	→	→	→	→	

推進事項	旭川空港ビル (株)に係る取組								
取組内容	常勤役員への市退職者派遣の見直しを進める。								
効 果	・団体に対する市の適切な関与								
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度						
			25	26	27	28	29	30	
41	常勤役員への市退職者派遣の見直し	土木部	○	→	→	→	→	→	

推進事項	(一財) 旭川市勤労者共済センターに係る取組								
取組内容	安定的な経営の維持に向けた取組を進める。								
効 果	・ 経営の安定化								
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度						
			25	26	27	28	29	30	
42	安定的な経営の維持に向けた支援	経済観光部	○	→	→	→	→	→	

推進事項	(一財) 旭川産業創造プラザに係る取組								
取組内容	補助金の見直しを進める。								
効 果	・ 効果的な補助金の支出								
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度						
			25	26	27	28	29	30	
43	補助金の見直し	経済観光部	○	→	→	→	→	→	

推進事項	(一財) 道北地域旭川地場産業振興センターに係る取組							
取組内容	常勤役員への市退職者派遣や補助金の見直しを進める。							
効 果	・ 自立化の促進 ・ 効果的な補助金の支出							
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度					
			25	26	27	28	29	30
44	常勤役員への市退職者派遣の見直しの検討	経済観光部			○	→	→	→
45	補助金の見直し	経済観光部	○	→	→	→	→	→

推進事項	(公財) 旭川市公園緑地協会に係る取組							
取組内容	常勤役員への市退職者派遣の見直しや指定管理者の公募制拡大に向けた取組を進める。							
効 果	・ 自立化の促進 ・ 指定管理者制度における競争性の確保							
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度					
			25	26	27	28	29	30
46	常勤役員への市退職者派遣の見直し	土木部	○	→	→	→	→	→
47	指定管理者の公募制拡大に向けた取組	土木部	○	→	→	→	→	→

推進事項	(一財) 旭川市水道協会に係る取組								
取組内容	常勤役員への市退職者派遣の見直しを進める。								
効 果	・ 自立化の促進								
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度						
			25	26	27	28	29	30	
48	常勤役員への市退職者派遣の見直し	水道局	○	→	→	→	→		

推進事項	(公財) 旭川市体育協会に係る取組								
取組内容	組織体制の強化や総合体育館指定管理者の公募制導入の検討を進める。								
効 果	・ 安定的な運営 ・ 指定管理者制度における競争性の確保								
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度						
			25	26	27	28	29	30	
49	組織体制の強化	社会教育部	○	→	→	→	→	→	
50	総合体育館指定管理者の公募制導入の検討	社会教育部	○	→	→	→	→	→	

推進事項	第三セクター等の評価の実施								
取組内容	第三セクター等について，外部委員を活用した評価を実施し，更なる改善の取組を推進する。								
効 果	・ 運営の透明性向上 ・ 経営内容の改善 ・ 団体に対する市の適切な関与								
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度						
			25	26	27	28	29	30	
51	外部委員を活用した第三セクター等評価の実施	行政改革部	○	→	→	→	→	→	

【 6 その他事務事業の見直し 】

推進事項	契約手法の見直し								
取組内容	総合評価方式 ^(注25) 一般競争入札の対象の拡大や電子入札の導入を図る。								
効 果	・ 契約の透明性, 競争性, 公平性の確保 ・ 業務の効率化 ・ 利便性の確保								
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度						
			25	26	27	28	29	30	
52	総合評価方式一般競争入札の拡大	総務部	○	→	→	→	→	→	
53	電子入札の導入	総務部	○	→	→	→			

推進事項	施設等の保全の推進								
取組内容	市有施設や橋梁等の長寿命化を図るため、中長期的な保全計画を策定するとともに、効果的かつ効率的な管理運営を推進するため、施設マネジメント ^(注26) に取り組む。 道路アセットマネジメント ^(注27) を導入した道路施設の管理計画を策定する。								
効 果	・施設等の長寿命化による修繕，更新費用の縮減と平準化 ・施設マネジメントによる管理維持経費の削減								
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度						
			25	26	27	28	29	30	
54	施設マネジメントの推進	総務部	○	→	→	→	→	→	
55	市有施設の長期保全計画の策定	都市建築部	○	→					
56	橋梁長寿命化計画の策定	土木部	○						
57	道路アセットマネジメントの導入	土木部	○	→	→	→	→		

(注25) 総合評価方式

予定価格の範囲内で、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みした者を落札者とする方式。

(注26) 施設マネジメント

本市では、市有施設の維持管理・運営に係る経費などの最適化に向けた取組の総称をいう。

(注27) アセットマネジメント

長期的視点に立って、体系的にコスト効率よく資産を維持しながら機能を向上させ、運用をしていくこと。

推進事項	その他事業の見直し							
取組内容	職員提案の活性化を図るための見直しを行う。 勤労青少年ホームについて、利用状況や民間の類似事業の実施状況等を踏まえて、市が担う役割を検討し見直しを行う。 ふれあい収集について、実施体制を見直し事業の効率化を図る。 除雪及び道路維持管理委託について、一括契約や複数年契約の可能性を検討し見直しを行う。 学校給食の提供の在り方について、委託やP F I (注28)等を含めて検討する。							
効 果	・事務改善の推進 ・時代に即した制度への見直し ・業務の効率化 ・経費の削減							
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度					
			25	26	27	28	29	30
58	職員提案制度の見直し	総務部	○	→	→			
59	勤労青少年ホームの見直し	市民生活部	○	→	→			
60	ふれあい収集実施体制の見直し	環境部	○	→	→			
61	除雪・道路維持管理委託の見直し	土木部	○	→	→	→		
62	学校給食の提供の在り方の検討	学校教育部	○	→				

(注28) P F I

Private Finance Initiative の略。公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方式。

改革プロセス2 持続可能な財政運営の確立に向けて

【1 自主財源の確保】

推進事項	収納率の向上								
取組内容	個人住民税の特別徴収事業所の拡大や口座振替の推進を図るほか、納入指導や滞納整理を強化し、市税、国民健康保険料、介護保険料、保育料、母子福祉資金等償還金、市営住宅使用料、上下水道料、医療費等の収納率の向上を図る。								
効 果	・収納率の向上 ・市民の利便性の向上								
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度						
			25	26	27	28	29	30	
63	特別徴収事業所の拡大	税務部	○	→	→	→	→	→	
64	口座振替の推進	各部局	○	→	→	→	→	→	
65	納入指導、滞納整理の強化	各部局	○	→	→	→	→	→	

推進事項	多様な収入確保策の推進								
取組内容	基金等の公金の運用について、安全を確保した上でより利率の高い運用方法を検討する。 近文清掃工場の売電に繋がる発電量増加に向けた取組を進めるほか、廃棄物の新たな品目の資源化について検討し、収入の開拓に努める。 ふるさと納税 ^(注29) の寄附方法の拡充や、ホームページ、各種封筒等への広告掲出を推進する。								
効 果	・収入の確保								
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度						
			25	26	27	28	29	30	
66	効率的な公金運用の検討	会計課 総合政策部	○	→	→	→	→	→	
67	ふるさと納税の寄附方法の拡充	税務部	○	→	→	→	→	→	
68	売電収入増加の取組	環境部	○	→	→	→	→	→	
69	廃棄物資源化の促進	環境部	○	→	→	→	→	→	
70	ホームページ、各種封筒等への広告掲出	各部局	○	→	→	→	→	→	

(注29) ふるさと納税

都道府県、市町村又は特別区に対して寄附を行った場合、住民税（市（区）町村民税）や所得税から今までよりも多くの控除を受けられる制度。

推進事項	公有財産の売却等の促進								
取組内容	遊休地等の売却又は有償貸付を促進するほか、 駅周辺開発事業用地の売却を計画的に進める。								
効 果	・収入の確保 ・管理業務の軽減								
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度						
			25	26	27	28	29	30	
71	公有財産の売却及び有償貸付の促進	総務部	○	→	→	→	→	→	
72	駅周辺開発事業用地の計画的売却	都市建築部	○	→	→	→	→	→	

推進事項	借地の見直し							
取組内容	市有施設の借地について，支出の抑制効果が見込めるもの等の購入を検討する。							
効 果	・支出の抑制							
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度					
			25	26	27	28	29	30
73	借地の見直し	各部局	○	→	→	→	→	→

【 2 各種助成制度の見直し 】

推進事項	補助金の見直し							
取組内容	各種補助金について、交付要件等の見直しを検討する。							
効 果	・効果的な配分 ・時代に即した制度への見直し ・経費の削減							
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度					
			25	26	27	28	29	30
74	補助金交付基準 ^(注30) に基づく補助金等の見直し	総合政策部 各部局				○	→	
75	市民委員会活動補助金の見直しの検討	市民生活部	○	→	→			
76	旭川市社会福祉協議会運営費補助金の見直し	福祉保険部	○	→	→	→	→	→
77	高齢者福祉施設整備費助成金の見直し	福祉保険部	○	→	→			
78	老人クラブ及び高齢者いこいの家運営費補助金の見直し	福祉保険部	○	→	→	→		
79	私立認可保育所建設補助金の見直し	子育て支援部	○	→	→	→		

(注30) 補助金交付基準

補助金を効果的、効率的に運用し、補助事業者（補助を受けて事業等を行う者）に対しても、補助金の交付基準、手続を明らかにすることにより、公平性、公正性、透明性を確保し、より適正な補助金の交付及び執行を図るため、平成16年7月に策定。補助率や補助対象経費、事務手続等について定めている。

【3 受益者負担の見直し】

推進事項	使用料，手数料等の見直し							
取組内容	受益と負担の適正化に向けた使用料及び手数料の見直しを行う。また，保育料及び留守家庭児童会の運営負担金，上下水道料金の減免制度についても見直しを行う。							
効 果	・受益と負担の適正化 ・安定的な財政運営の確立							
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度					
			25	26	27	28	29	30
80	受益と負担の適正化に向けた取組指針 ^(注31) に基づく使用料，手数料の見直し	総合政策部 各部局	○	→			○	→
81	介護保険事業所指定・更新事務に係る手数料の新設	福祉保険部 保健所	○	→				
82	保育料の改定	子育て支援部	○	→	→	→		
83	留守家庭児童会の運営負担金の見直し	子育て支援部	○	→	→	→		
84	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録事務に係る手数料の新設	都市建築部	○	→				
85	予防事務手数料等の見直し	消防本部	○	→	→	→		
86	上下水道料金の減免の見直し	水道局	○	→	→	→		

推進事項	施設利用の有償化							
取組内容	市有施設における無料駐車場の見直しを行う。 市営住宅において、駐車場有料化の拡大を図る。							
効 果	・受益と負担の適正化 ・安定的な財政運営の確立							
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度					
			25	26	27	28	29	30
87	職員用駐車スペースの有償化	総務部	○	→	→			
88	来庁者用駐車場の管理方法等の見直し	総務部	○	→	→	→		
89	市営住宅駐車場の有料化推進	都市建築部	○	→	→	→	→	→

(注31) 受益と負担の適正化に向けた取組指針

コスト算定の明確化，コスト負担割合の明確化，減免取扱いの適正化及び4年を目途とした定期的な見直しにより，負担の公平性を確保し受益と負担の適正化を図るため，平成17年2月に策定。

【 4 公営企業の経営の健全化 】

推進事項	経営計画の策定							
取組内容	上下水道事業及び病院事業の持続的経営の確立に向けて、目標等を明確にするための経営計画を策定し、取組を推進する。							
効 果	・経営基盤の強化 ・健全経営の確立							
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度					
			25	26	27	28	29	30
90	上下水道事業に係る次期財政計画の策定	水道局			○			
91	病院事業に係る次期経営計画の策定	市立旭川病院			○			

推進事項	体制の見直し							
取組内容	水道局の組織体制を見直し、事務の効率的執行を図る。 市立旭川病院の整形外科や女性専門外来を再開するなど、医療体制の充実を図る。							
効 果	・経営基盤の強化 ・健全経営の確立							
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度					
			25	26	27	28	29	30
92	水道局の組織体制の見直し	水道局				○		
93	医療体制の充実	市立旭川病院	○	→				

推進事項	繰出金の抑制								
取組内容	繰出し基準外の市独自の繰出金などについて、公営企業の経営の健全化を進めながら段階的に削減する。								
効 果	・安定的な財政運営の確立								
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度						
			25	26	27	28	29	30	
94	企業会計への繰出金の抑制	水道局 市立旭川病院	○	→	→	→	→	→	

推進事項	その他事務改善等							
取組内容	水道局の浄水場の運転管理業務を委託する。 市立旭川病院について、電子カルテを導入するなど、医療情報システムの充実を図るほか、地域全体の医療水準の向上に向けて病診連携を推進する。							
効 果	・経営基盤の強化 ・医療サービスの向上							
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度					
			25	26	27	28	29	30
95	浄水場の運転管理業務の委託	水道局	○	→	→	→		
96	医療情報システムの充実	市立旭川病院	○					
97	病診連携の推進	市立旭川病院	○	→	→	→		

改革プロセス3 市民主体のまちづくりの推進に向けて

【1 協働の推進】

推進事項	協働のまちづくりの推進								
取組内容	支所の相談窓口の充実を図るほか、町内会や市民委員会、地域まちづくり推進協議会等の地域の団体が地域づくりの実践的な取組を積み重ねる中で、住民自治意識を醸成し、本市にふさわしい地域づくりの体制の再構築を図る。 パークゴルフ場の維持管理を地域の団体と協働で行う施設を拡大するほか、雪対策についても、協働による課題解決を進める。								
効 果	・協働のまちづくりの推進 ・地域活動の促進 ・地域の課題解決 ・地域力の向上								
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度						
			25	26	27	28	29	30	
98	支所機能等の強化	市民生活部	○	→	→	→	→	→	
99	住民自治に関する体制等の見直し及び強化	市民生活部	○	→	→	→	→	→	
100	パークゴルフ場の協働管理の拡大	土木部	○	→	→	→	→	→	
101	協働による除雪の推進	土木部	○	→	→	→	→	→	

推進事項	外郭団体の自立化促進								
取組内容	市民委員会連絡協議会や老人クラブ連合会の自立化促進に向け、支援体制の段階的な見直しを行う。								
効 果	・団体の主体的活動の促進 ・対等な関係の醸成 ・役割分担の明確化								
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度						
			25	26	27	28	29	30	
102	市民委員会連絡協議会の事務局体制の見直し	市民生活部	○	→	→	→	→		
103	老人クラブ連合会の事務局体制の見直し	福祉保険部	○	→	→	→			

推進事項	協働意識の向上								
取組内容	市民に対して、協働に関する情報を積極的に提供するための取組を進めるほか、これまで実施した協働事業について、各部局が主体的かつ継続的に取り組むことができるよう庁内の環境整備を図る。								
効 果	・協働のまちづくりの推進 ・地域活動の促進 ・地域力の向上								
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度						
			25	26	27	28	29	30	
104	市民に向けた協働に関する情報提供の促進	市民生活部	○	→	→	→	→		
105	協働事業の普及促進	市民生活部	○	→	→	→			

【 2 市民主体のまちづくりの環境整備 】

推進事項	まちづくり基本条例の策定							
取組内容	市民主体のまちづくりの更なる発展と，魅力と活力あるまちの実現を目的として，まちづくりの基本的な理念や仕組みを定める「まちづくり基本条例」を策定する。							
効 果	・市民主体のまちづくりの推進							
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度					
			25	26	27	28	29	30
106	まちづくり基本条例の策定	総合政策部	○	→				

推進事項	地域コミュニティ施設の整備							
取組内容	住民センター・地区センターについて，地域の市民活動の促進に向けた取組を進め，地域コミュニティの拠点施設としての機能の充実を図る。 地域住民の主体的なまちづくりの活動拠点となる東部まちづくりセンター（仮称）を開設する。							
効 果	・市民主体のまちづくりの推進 ・地域活動の促進 ・地域交流，地域連携の促進							
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度					
			25	26	27	28	29	30
107	住民センター・地区センターの機能の充実	市民生活部	○	→	→			
108	東部まちづくりセンター（仮称）の開設	市民生活部	○	→				

推進事項	情報共有と市民ニーズ把握の促進							
取組内容	施設等のコストを見える化することで、施設の状況等について市民と情報を共有し、運営体制の見直しを図る契機とする。							
	行政情報の適切な提供に向けて、市ホームページのページ構成やデザインの統一化を図るほか、障害等に関係なく利用しやすい環境を構築するなど、ホームページの標準化を進める。 インターネットなどを活用して、市民ニーズの更なる把握に努める。							
効 果	・市民主体のまちづくりの推進 ・市民ニーズに対応したサービスの提供							
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度					
			25	26	27	28	29	30
109	市民サービスに係る費用負担の見える化	総合政策部		○	→	→	→	→
110	ホームページの標準化	市民生活部	○	→	→	→	→	→
111	市民ニーズを把握するための新たな手法の導入	市民生活部	○	→	→			

改革プロセス4 市役所のスリム化と組織力の向上に向けて

【1 職員体制，給与等の見直し】

推進事項	職員体制の見直し							
取組内容	アウトソーシング，事務改善，事業の見直し等により，職員の適正配置を進める。 再任用職員の効果的な活用を図るほか，臨時及び嘱託職員についても配置の見直しを行う。							
効 果	・市役所のスリム化 ・人件費の削減							
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度					
			25	26	27	28	29	30
112	職員の適正配置の推進	総務部 各部局	○	→	→	→	→	→
113	再任用制度の活用	総務部	○	→	→	→	→	→
114	臨時，嘱託職員の全庁的な配置の見直し	総務部 各部局	○	→	→	→	→	→

推進事項	給与、諸手当等の見直し							
取組内容	国や他市の状況を踏まえ、給与制度や各種手当の見直しを行う。 各種委員報酬について、社会経済情勢の変化等を勘案し、見直しを検討する。 恒常的な時間外勤務や長時間労働の解消を図るため、時間外勤務の管理の適正化に向けた取組を推進する。							
効 果	・給与の適正化 ・人件費の削減							
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度					
			25	26	27	28	29	30
115	給与制度の見直し	総務部	○	→	→	→	→	→
116	各種委員報酬の見直しの検討	総務部	○	→				
117	時間外勤務の管理の適正化	総務部 各部局	○	→	→	→	→	→

【 2 組織の見直し 】

推進事項	組織の見直し							
取組内容	新たな行政課題や制度改正等に的確に対応するため，時代に見合った組織の見直しを行う。							
効 果	・新たな行政課題等への対応 ・機能的な組織体制の整備							
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度					
			25	26	27	28	29	30
118	組織の見直し	行政改革部	○	→	→	→	→	→

【 3 組織力の向上 】

推進事項	人事評価システムの充実							
取組内容	新人事評価システムの運用方法の検討を進め、一般職への実施拡大を図る。							
効 果	・適正な人事配置 ・職員の意欲向上							
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度					
			25	26	27	28	29	30
119	評価システムの運用方法の検討と実施範囲拡大	総務部	○	→	→	→	→	→

推進事項	人材の育成								
取組内容	行政需要の高度化，複雑多様化等に対応するため，職員研修の充実に向けた見直しを行うとともに，専門的な能力を有する職員の育成及び任用について検討する。								
効 果	・職員の意識，能力の向上 ・職場の活性化								
番 号	取 組 項 目	所 管 部 局	実 施 年 度						
			25	26	27	28	29	30	
120	職員研修の見直し	総務部	○	→	→	→	→	→	
121	専門職の育成及び任用	総務部	○	→	→	→	→	→	

Ⅳ 収支不足解消の取組

1 収入の確保

(1) 市税等の収納率の向上

財源確保目標額 9.0 億円

効果 (億円)	H26	H27	H28	H29	H30	累計
	0.1	0.8	1.7	2.7	3.7	9.0

市税収入は、市の歳入の根幹であり、安定した財政運営を確立するとともに、税負担の公平性や公正性を確保するためにも収納率の向上は重要な課題です。これまでも、市税と国民健康保険料の徴収部門の一元化や、高額・困難な滞納案件を扱う特別滞納整理部門を設置するなど取り組んできましたが、景気や雇用情勢の影響により収納率は横ばいの状況であり、今後も着実に滞納整理等を進めていかなければなりません。

また、保育料と住宅使用料の収納率は年々向上してきていますが、利用者間の公平性を確保する観点からも、引き続き滞納整理等を進めていかなければなりません。

このため、今後も体制の見直し等を進めながら、市税 9 5 %, 保育料 9 0 %, 住宅使用料 8 2 % 程度の収納率を目指します。

(2) 受益者負担の適正化

財源確保目標額 0.4 億円

効果 (億円)	H26	H27	H28	H29	H30	累計
	0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.4

公共施設の利用者が応分の負担をする「受益と負担」の適正化を図るため、市庁舎駐車場や市営住宅駐車場について有料化を進めるなど、負担の公平性の確保に努めます。

また、施設の使用料や各種手数料等について、「受益と負担の適正化に向けた取組指針」に基づき、定期的な見直しを引き続き実施します。

(3) その他収入の確保

財源確保目標額 17.7 億円

効果 (億円)	H26	H27	H28	H29	H30	累計
	3.7	4.0	3.8	3.2	3.0	17.7

平成 2 5 年度に旭川市土地開発公社の解散に伴い取得した旭川駅周辺開発事業用地や土地区画整理事業による保留地の売却などを計画的に進めます。

また、本市の公金（保管現金・基金）は、定期預金や一時融資金（市の資金需要に応じて基金から一時的に借入すること。）などで運用していますが、新たに国債購入等による運用方法も検討し、安全を確保した上でより有利な公金運用に努めます。

その他、ふるさと納税制度の P R の拡大、清掃工場の余剰電力や資源ごみの売却を促進するなど、あらゆる収入の確保に取り組みます。

2 支出の抑制

(1) 人件費の削減

財源確保目標額 27.7 億円

効果 (億円)	H26	H27	H28	H29	H30	累計
	5.6	5.6	5.5	5.5	5.5	27.7

人件費は、これまでの行財政改革の取組により、この10年間（平成15年度～平成25年度）で総職員数は467人削減し、また、給料の減額措置を平成18年度から現在まで行うほか、平成23年度からは新たに昇給の抑制措置も講じるなどの人件費削減に取り組んでいます。

今後も、アウトソーシング、事務改善、事業の見直しをはじめ、再任用制度の活用などにより、職員の適正配置を進めるとともに、引き続き諸手当を含めた給与制度の見直しに努め、人件費の削減に取り組めます。

(2) 内部管理経費の見直し

財源確保目標額 31.0 億円

効果 (億円)	H26	H27	H28	H29	H30	累計
	4.7	4.7	6.0	7.2	8.4	31.0

旅費や消耗品費等の一般事務経費や施設管理経費については、これまでも節減に努めてきましたが、原材料費の高騰や来年度以降の消費税率の引上げによって内部管理経費も増加してしまいます。

このため、より一層の経費節減に取り組むとともに、事業執行の中でも経費全般にわたる徹底した節減を行います。

(3) 各種助成制度（扶助費・補助金等）の見直し

財源確保目標額 0.4 億円

効果 (億円)	H26	H27	H28	H29	H30	累計
	0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.4

少子高齢化の進行や景気低迷等により、各種の行政サービスに係る経費は今後も増加していくことが想定されます。今後の財政収支見通しを踏まえ、市単独で行っている事業について、必要性や効果などを十分に検証するとともに、制度創設時の趣旨や社会情勢を考慮し、サービス対象者の見直しや受益者負担の導入などを検討します。

また、補助金等については、補助金交付基準に基づく見直しを進めてきましたが、今後も、引き続き対象団体等に対する交付の必要性、補助による効果を検証し、廃止や見直しなどを進めます。

(4) 公共事業費等の抑制

財源確保目標額 5.4 億円

効果 (億円)	H26	H27	H28	H29	H30	累計
	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	5.4

本市の公共事業は、健全化プラン等の取組により事業費を抑制してきたことで、市債残高や公債費も減少し、財政状況の改善に一定の効果はありましたが、その一方で施設の老朽化が進むなどの課題も生じてきています。また、震災に備え、施設の耐震化などにも取り組まなければならないなど、公共事業のニーズは増加していくものと想定されます。

このため、橋梁長寿命化計画の策定や道路アセットマネジメントの導入などにより、施設等の長寿命化や維持管理・運営に係る経費などの最適化を図るほか、大規模事業については、施設規模や財源などを検討し事業計画の見直しや事業費の抑制を行います。

(5) 市債発行の抑制、公債費の平準化

財源確保目標額 3.2 億円

効果 (億円)	H26	H27	H28	H29	H30	累計
	0	0.2	0.7	1.0	1.3	3.2

市債の元金・利子など返済費用である公債費は、将来の返済負担により市財政を圧迫する大きな要因の一つであり、今までの健全化プラン等では市債の発行額を130億円以内と目標を設定してきました。しかし、地方交付税の不足を補う臨時財政対策債の発行により、目標を達成できない状況になりましたが、公共事業と合わせて市債の発行を抑制した結果、市債残高は減少傾向にあります。

今後は、元金返済額を下回るように臨時財政対策債の発行を含めて毎年度150億円以内を目標とし、公債費の支出を抑制します。

また、近年の低金利の状況を考慮し、市債などの借入れについては、金利情勢を見極めながらより低利で有利な条件で借入れができるよう取り組みます。

(6) 特別会計繰出金の抑制

財源確保目標額 21.6 億円

効果 (億円)	H26	H27	H28	H29	H30	累計
	4.3	4.6	4.5	4.0	4.2	21.6

特別会計への繰出金は年々増加傾向にあり、市財政の圧迫要因の一つになっています。特に介護保険や国民健康保険、後期高齢者医療の社会保障に関わる繰出金は、更に増加が想定されることから、受益者負担の在り方について検討を行うほか、内部管理経費の削減、基金の活用などによって、繰出金の削減に取り組みます。

また、企業会計は、独立採算の原則に基づき一般会計と企業会計との経費負担を明確にし、法令等で定められていない市独自の繰出金について、経営改善を進めながら削減します。

3 財源対策による取組

1 から 2 までに掲げた収入の確保と支出の抑制に係る取組を行って、なお不足する財源については、財政調整基金や減債基金の取崩し、基金の長期借入れ、行政改革推進債^(注3 2)の活用を検討します。

財政調整基金と減債基金を適切に活用することにより、収支不足を調整し、安定した財政運営を図ることができます。しかし、将来の財政需要を考慮すると十分な基金残高ではなく、更に積み増していくことが必要なことから、基金の取崩しは最小限となるように取り組みます。

その他に、当面取り崩す予定のない基金から長期借入れすることによって、金利負担の大きい外部資金の調達をできるだけ抑制します。

また、行政改革推進債は、行財政改革による経費削減額の範囲内で借り入れができますが、市債残高、将来の負担、各年度の財源確保の状況、財政調整基金や減債基金の残高などを総合的に考慮しながら、借り入れるかどうかを判断します。

4 項目、年度別の財源確保目標額

収支不足額に対する 1 から 3 までに掲げた収入の確保、支出の抑制及び財源対策による取組によって見込まれる財源確保目標額を、年度別に整理したものは次のとおりです。

(単位：億円)						
項 目	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	計
財政収支見通し A	△ 24.0	△ 22.4	△ 20.7	△ 29.7	△ 30.6	△ 127.4
収入の確保 B	3.8	4.9	5.6	6.0	6.8	27.1
市税等の収納率の向上	0.1	0.8	1.7	2.7	3.7	9.0
受益者負担の適正化	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.4
その他収入の確保	3.7	4.0	3.8	3.2	3.0	17.7
支出の抑制 C	15.6	16.3	17.9	18.9	20.6	89.3
人件費の削減	5.6	5.6	5.5	5.5	5.5	27.7
内部管理経費の見直し	4.7	4.7	6.0	7.2	8.4	31.0
各種助成制度 (扶助費・補助金等)の見直し	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.4
公共事業等の抑制	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	5.4
市債発行の抑制， 公債費の平準化	0.0	0.2	0.7	1.0	1.3	3.2
特別会計繰出金の抑制	4.3	4.6	4.5	4.0	4.2	21.6
取組目標額 D=B+C	19.4	21.2	23.5	24.9	27.4	116.4
前年度の剰余額 E				2.8		-
差引 F=A+D+E	△ 4.6	△ 1.2	2.8	△ 2.0	△ 3.2	-
財源対策による取組 G	4.6	1.2	0.0	2.0	3.2	11.0
収支過不足 F+G	0.0	0.0	2.8	0.0	0.0	-

(注3 2) 行政改革推進債

行財政改革により将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲で発行が同意（許可）される地方債。

5 財政健全化の指標の設定

収支不足解消の取組に当たっては、項目別に財源確保目標額を管理するほか、財政健全化の指標を次のとおり設定し、これらの指標により全体的な財政状況を把握し、計画的な財政運営に取り組んでいきます。

指 標		前回の目標	達成度（結果）	今回の目標
市債借入額		毎年度 130 億円以内	137 億円 (H24 年度実績)	毎年度 150 億円以内 (一般会計)
実質公債費 比率 ^(注33)		毎年度 18%以下	7.9% (H24 年度実績)	毎年度 8.0%以下 (普通会計)
将来負担比率 (注34)		—	102.9% (H24 年度実績)	毎年度 100%以下 (普通会計)
経常収支比率 (注35)		H25 年度 85%以下	90.2% (H24 年度実績)	H30 年度 85%以下 (普通会計)
収 納 率	市 税	H25 年度 94.7%	90.6% (H24 年度実績)	H30 年度 95.0%程度
	保育料	H25 年度 85.0%程度	87.4% (H24 年度実績)	H30 年度 90.0%程度
	住宅 使用料	H25 年度 80.0%程度	75.1% (H24 年度実績)	H30 年度 82.0%程度
職員数		H25 年度当初 2,900 人 (全会計)	2,879 人（全会計） (H25 年度実績)	一般会計で H30 年度当初 2,082 人 ^(注36) (H25 年度比 50 人減)
			2,132 人（一般会計） (H25 年度実績)	
市民一人当たり の市債残高		H25 年度 500 千円以下	527 千円 (H24 年度実績)	H30 年度 500 千円以下 (普通会計)
繰出金		累計で対 H20 年度比 10%程度(4 億円)の縮減	累計で対 H20 年度比 12 億円の縮減 (H24 年度実績)	累計 22 億円の縮減
財政調整基金		—	49 億円 (H24 年度末残高)	H30 年度末残高 43 億円以上
基金総額		—	76 億円 (H24 年度末残高)	H30 年度末残高 90 億円以上 (一般会計)

(注33) 実質公債費比率

一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合。25%を超えると財政健全化団体、35%を超えると財政再生団体となる。財政健全化団体となると、財政健全化計画を策定し自主的に財政の健全化に取り組み、財政再生団体となると、財政健全化計画を策定し国の監督下で財政再建に取り組むこととなる。

標準財政規模とは、地方公共団体が自由に使える財源の標準的な規模をいい、本市の平成25年度標準財政規模は、838億5,389万8千円。

(注34) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合。350%を超えると財政健全化団体となる。

(注35) 経常収支比率

財政構造の弾力性を示すもので、人件費、扶助費、公債費など経常的に支出する経費に、市税や地方交付税、地方譲与税などの一般財源をどの程度充当しているのかを示すもので、80%を超えると財政構造の弾力性が失われるとされている。

(注36) 一般会計における職員数

公営企業（水道局・市立旭川病院）については、個別の経営計画に基づき適正な人員配置を行っていくこととし、今回の目標では、公営企業等の特別会計を除いた一般会計における職員数を指標として設定する。なお、対象とする職員数には、再任用短時間勤務職員を含み、消防の広域化により本市に編入される消防職員は含まない。

■ 改革を進める新たな視点

右肩上がりの成長や急速な景気回復が望めない中では、行政がすべての公共サービスを担い、多様化、複雑化する市民ニーズに十分に対応するには自ずと限界があります。将来にわたって、公共サービスの質を保ち、一方で、新たな市民ニーズに対応するためには、個々の市民をはじめ、地域コミュニティー、民間非営利団体（NPO）、企業など、幅広い意味での「市民」が、自立的・主体的に公共サービスを担うことが必要となります。その環境づくりなどに向け、これまでも増して力を注いでいくことが、これからの行政の役割と考えます。

したがって、このプログラムの推進期間においては、従来の改革の視点に加えて、新たに次の視点を持って改革を進めます。

1 基本的視点

○ 補完性の原理

公共サービス全体を視野に「自助、互助、公助」の観点から、個人ではできないことを地域や団体が担い（＝個人ができることは自らの責任で行う。）、地域や団体ではできないことを行政が担う（＝地域や団体ができることは自らの責任で行う。）という「補完性の原理」を基本的な視点に据えます。

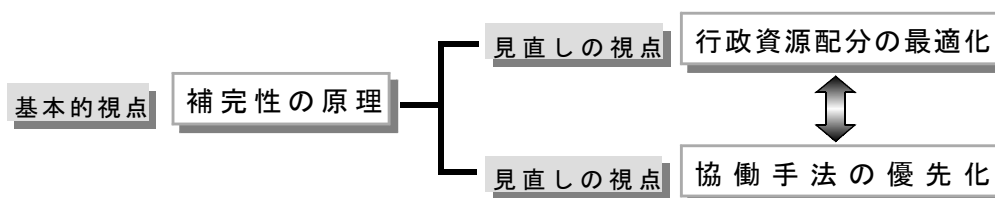
2 見直しの視点

(1) 行政資源配分の最適化

事務事業の効果について、市民の目線で客観的に点検・評価する仕組みの充実を図り、行政が持つ、ヒト、モノ、カネなどの限られた資源を効果的かつ効率的に配分する「行政資源配分の最適化」の視点を持って、事務事業を見直します。

(2) 協働手法の優先化

市民と行政の役割分担を明確にし、協働による事業分野の拡大などの環境整備に努めるとともに、アウトソーシング等により市民や民間の活力を最大限に生かす「協働手法の優先化」の視点を持って、事務事業を見直します。



旭川市行財政改革推進プログラムの主な取組内容（H15～H18当初）

No.	推進事項	取組項目	主な取組内容
1	市立社会福祉施設の民営化	緑風苑の移管	・平成16年度：「緑風苑」を社会福祉法人に移譲（職員30人の減） ・平成17・18年度：社会福祉法人による改築整備
		つつじ学園の移管の検討	・平成18年度：「つつじ学園」に指定管理者制度を導入（職員31人の減） ・社会福祉法人への移譲については継続検討
		北星のぞみ荘の統合の検討	・北星のぞみ荘を含む社会福祉法人によるトキワの森の増改築整備
2	指定管理者制度の導入	制度導入ガイドラインの作成	・平成16年度：「制度導入ガイドライン」を作成
		ときわ市民ホール・勤労者福祉総合センターへの導入	・平成17年度：指定管理者制度を導入（職員2人の減）
		若者の郷への導入	・平成17年度：指定管理者制度を導入
		市営牧場への導入	・平成16年度：導入を検討した結果、当面直営で実施
		管理委託方式を採用している既存施設への導入	・平成17年度：30施設に指定管理者制度を導入 ・平成18年度：445施設に指定管理者制度を導入
3	P F I 方式の導入検討	P F I 方式の導入検討	・平成17年度：「P F I 活用指針」を作成
4	性能発注方式の導入検討	性能発注方式の導入検討	・平成17年度：「下水処理場運転管理業務委託」に性能発注方式を導入するための「実施手順」を作成
5	市営住宅の買取り，借上げ方式の活用検討	中心市街地における買取り方式による市営住宅の供給の検討	・「民間事業者へのアンケート」の実施 ・「P F I 方式」導入の検討
		中心市街地における借上げ方式による市営住宅の供給の検討	
6	業務委託の拡大	汎用機の運転管理業務の委託の拡大	・平成15年度：「汎用機運転管理業務」の委託拡大（職員3人の減）
		消費生活相談業務の委託の拡大	・平成17年度：「消費生活相談業務」の全面委託
		環境センターの管理委託の検討	・平成18年度：「環境センター運転管理業務」の委託（職員6人の減）
		ごみ収集運搬体制及び委託等の在り方の検討	・平成18年度：「ごみ収集運搬業務」の委託拡大
		総合体育館の収納業務，受付業務等の委託の実施	・平成17年度：「総合体育館受付業務」の委託（職員2人の減）
		浄水場の運転管理業務の委託の検討	・「浄水場運転管理業務」の委託方法の検討
7	留守家庭児童会の保健福祉部への移管	保健福祉部への事務の移管	・平成19年度創設予定の「放課後子どもプラン」（文部科学省・厚生労働省）を見極め推進事項を見直す予定
8	農業集落排水事業の水道局への移管	水道局への管理の移管	・平成17年度：農政部から水道局に移管

No.	推進事項	取組項目	主な取組内容
9	家庭に関する 相談業務の見 直し	子ども・女性支援ネットワ ークの構築	・平成15年度：「子ども・女性支援ネットワーク」を構 築
		相談業務の連携強化の検討	・平成16年度：「家庭教育相談室」と「不登校・いじめ 相談室」を統合
10	高齢者訪問事 業の連携強化 の検討	事業の連携強化の検討	・保健福祉部と消防本部の訪問事業の連携強化
11	地域保健福祉 センター事業 の見直し検討	地域保健福祉センター事業 の見直し検討	・平成18年度：「地域包括支援センター」の設置に伴い 廃止
12	電子市役所へ の取組推進	e-Asahikawa推進計画に掲 げた取組推進	・平成16年度：「情報セキュリティポリシー」を作成
		統合型G I S の構築	・平成17年度：複数部局で使用可能な「統合型G I S システム」の導入を決定
		財務会計システムの見直し	・平成17年度：財務会計システムを「W e b 方式」に 移行
13	窓口開設時間 の延長検討	市民課の窓口開設時間の延 長検討	・平成16年度，平成17年度：「市民課窓口開設時間」の 延長を試行
		市民課の窓口開設時間延長 の試行	
14	コンビニ収納 の導入	上下水道料金のコンビニ収 納の実施	・平成16年度：「上下水道料金」のコンビニ収納を開始
		税，国民健康保険料等のコ ンビニ収納の検討	・平成16年度：「市税」のコンビニ収納を検討
15	各種助成制度 の見直し	私立高等学校入学一時金， 授業料補助金の見直し	・平成16年度：入学一時金，授業料免除者を「私立学 校入学一時金」，「授業料補助金」の対象者から除外
		高齢者バス料金助成制度の 見直し	・平成18年度：「高齢者バスカード」交付時の本人負担 を導入（2,000円・障害者等1,000円）
		高齢者三療助成制度の見直 し	・平成18年度：「高齢者三療助成制度」を見直し （助成額・1枚当たり600円から500円に減額）
		福祉タクシー利用料金助成 制度の見直し検討	・平成18年度：「福祉タクシー利用料金助成制度」を見 直し（交付枚数・年間36枚から24枚に削減）
		社会福祉施設建設補助（市 単独分）の見直し	・平成16年度：「社会福祉施設建設補助金（市単独分）」 を見直し （2千万円を超える補助を20年間の償還補助に変更）
		勤労者資金貸付事業の見直 し	・平成16年度：「勤労者資金貸付事業」貸付金利の引下 げ，資金用途の拡大を実施
		農業あとなつぎ夢支援事業 の見直し検討	・平成16年度：「農業あとなつぎ夢支援事業」を見直し （助成制度を融資制度に移行）
		やさしさ住宅助成制度への 所得制限の導入	・「やさしさ住宅助成制度」のアンケート調査を実施
		住宅資金貸付の新築，建売， 中古を廃止しリフォームに 特化	・平成17年度：「旭川住宅資金貸付金」をリフォームの みに特化
		融雪施設設置資金融資あつ せん制度の見直し	・平成16年度：「融雪施設設置資金融資あつせん制度」 の預託額を見直し

No.	推進事項	取組項目	主な取組内容
16	小・中学校の適正配置の推進	適正配置計画の策定	・平成17年度：「旭川市立小・中学校適正配置計画」を策定
		適正配置の推進	・平成16年度末：小学校1校を他校に統合 ・平成17年度末：小学校1校，小中併置校1校を他校に統合
17	北都商業高等学校の方向性の整理	基本計画の策定	・「旭川市内公立高等学校配置の在り方検討懇話会」の開催 ・北海道教育委員会等関係機関との協議を実施
18	市立保育所等のあり方の検討	通年制保育園の入所受入年齢の引下げの検討	・平成16年度：通年制保育園4か所で3歳未満児保育を開始
		へき地・季節保育所の統廃合の検討	・平成17年度：東鷹栖第3季節保育所を廃止
		通年制保育園の認可保育所への移行の推進	・通年制保育園の認可保育所への移行を検討
		市立保育所の在り方の検討	・市立保育所の役割について検討
19	公民館分館の再配置の検討	学校併設分館の再配置の検討	・学校併設分館の事業実施状況等の調査を実施
20	第三セクター等に対する関与の見直し	第三セクター等に対する行政の関与の方針の改定	・平成17年度：「第三セクター等に対する行政関与の方針」を改定
		同方針に基づく指導，監督等	・平成17年度：第三セクター等の組織，財務等の概要に関する情報を市のホームページに掲載
		派遣職員の削減	・平成16年度：「(財)旭川市勤労者共済センター」への職員派遣を廃止（職員1人の減）
21	行政評価制度の見直し	行政評価制度の見直し	・平成15年度：「行政評価委員会」の会議を公開 ・平成16年度：「行政評価委員会」委員の公募を実施
		懇話会の設置（市立旭川病院）	・懇談会の設置を検討
		事業評価制度の試行，段階的導入（水道局）	・平成17年度：水道局の事業評価を実施
22	機能評価の実施	機能評価の実施	・平成15年度：「病院機能評価機構」による評価を実施
23	建設コストの削減	共同企業体施工工事に分担施工方式（異業種含む。）の導入	・平成15年度：「建設工事共同企業体（分担施行方式）取扱試行要領」を制定
		公共工事コスト削減の推進	・公共工事の設計仕様，積算基準等の見直し，市場価格導入の拡大
24	市有施設の保全情報システムの開発	市有施設建築保全基礎調査の実施	・平成16年度：「市有施設建築保全基礎調査報告書」を作成
		市有施設のマイクロフィルムの電子化	・平成15年度から平成17年度：市有施設の図面のマイクロフィルム55,000枚の電子化
		基本方針の作成	・平成17年度：「市有施設の建築保全に関する基本方針」を作成
		保全情報システムの開発	・平成17年度：「市有施設建築保全システム」を整備

No.	推進事項	取組項目	主な取組内容
25	その他事務改善等	車両管理事務の見直し	・公用車管理の一元化の実施 ・公用車への軽自動車導入の拡大
		総合庁舎，第三庁舎駐車場の管理の在り方 の見直し	・総合庁舎，第三庁舎駐車場の在り方を検討
		予防接種の積算見直し	・平成15年度・平成16年度・「乳幼児各種予防接種」， 「高齢者インフルエンザ予防接種」の委託単価を見直し
		がん検診事業の見直し	・平成17年度：「乳がん，子宮がん検診制度」の拡充を実施（自己負担額は現行水準を維持）
		大雪クリスタルホールの管理運営の在り方の検討	・「大雪クリスタルホール」の管理運営方法を見直し（職員1人の減）
		期日前・不在者投票管理システムの導入	・平成16年度：選挙投票における「期日前・不在者投票管理システム」を導入
26	財政運営に関する中長期的設定	数値目標の設定及び取組方針の検討並びに公表	・「市債借入額130億円以下」，「起債制限比率13%以下」，「経常収支比率85%以下」の数値目標を設定
		数値目標等 の見直し	・「財政健全化プラン」の作成
		数値目標等 の見直し結果の公表	
		上下水道事業に係る財政計画の策定（水道局）	・平成15年度：「上下水道事業財政計画」を作成（平成16年度から19年度までの計画）
27	新たな財政分析手法の導入	バランスシート及び行政コスト計算書の活用方法の検討	・財政分析手法について検討
		財政白書の作成及び公表	・平成16年度：「財政白書」を作成
28	政策主導型財政システムへの転換	事業計画調査の見直し	・予算編成時の重点的施策の設定，数値目標の設定
		事業計画調査と予算編成の連携強化	・予算編成時の重点的施策の設定，数値目標の設定
		所管部局の主体的な政策判断による予算編成手法の検討	・枠配分方式の継続
29	基金の新たな活用手法の導入	基金活用手法の検討及び規程等の整備	・平成16年度：「財政調整基金条例」を改正（決算剰余金の2分の1相当額を基金に編入）
		新たな活用手法の運用	・平成17年度：繰入運用を可能とするため，一部基金条例を改正
30	各種収納率の向上	口座振替の推進	・平成17年度：「保育料」の口座振替を実施
		嘱託職員の活用	・嘱託職員の個別訪問による市税等の収納督促を実施
		納入指導，滞納整理の強化	・市税等滞納者に対する給与・報酬の差押を実施 ・住宅使用料滞納者に対する明渡し請求を実施 ・上下水道料滞納者に対する給水停止処分を実施
31	未登記家屋の実地調査の実施	未登記家屋の実地調査の実施	・平成15年度：未登記家屋の一斉調査を実施
32	公有財産の有効活用	遊休地等の売却促進（土地建物売却収入）	・市所有地の売却を実施

No.	推進事項	取組項目	主な取組内容
33	補助金の基準の策定等	補助金交付基準の策定と基準に基づく点検	・平成16年度：「補助金交付基準」を作成
		基準に基づく補助手続，補助金額等の見直し	・平成16年度：補助金を対象とした行政評価を実施
		補助効果等を判定する外部機関の設定	・平成16年度：補助金を対象とした行政評価において，外部評価を実施
34	使用料，手数料の基準の策定等	使用料，手数料設定基準の策定	・平成16年度：「受益と負担の適正化へ向けた取組指針」を作成
		基準に基づく使用料，手数料の見直し	・平成18年度：使用料，手数料の改定
35	使用料の見直し	家庭ごみ処理費用の負担の在り方の検討（市民意見の把握）	・「廃棄物減量等推進審議会」で廃棄物処理費用の負担の在り方を検討 ・「地域懇談会」等を開催し，廃棄物処理費用の負担の在り方について意見聴取
		家庭ごみ処理費用の負担の在り方に係る方針の決定	・平成17年度：家庭ごみ有料化実施計画の策定，関係条例の改正を行い，平成19年8月からの有料化を決定
		市営住宅駐車場の有料化	・「市営住宅駐車場」の有料化について検討
36	情報公開制度の総合的な見直し	情報公開条例及び個人情報保護条例の見直し検討	・平成17年度：「情報公開条例」，「個人情報保護条例」を改正
		情報公開条例及び個人情報保護条例の改正	
		市政情報コーナーの充実	・「市政情報コーナー」の資料の充実，面積の拡大，パソコンの増設
37	市民参加の取組推進	次期総合計画策定に向けた市民提言型組織の設置	・「第7次総合計画の策定」のための「市民まちづくり計画検討会議」を設置
		市民参加推進条例の見直し条項に基づく検討	・平成15年度：市民参加推進会議を設置
38	市民と行政の役割分担の基準策定	市民と行政の役割分担の基準の策定及び公表	・平成16年度：「市民と行政の役割分担を考える基準（試行版）」を作成
39	市民活動交流センター（仮称）の設置	センターの整備に向けた検討会議の設置及び検討	・平成16年度：「市民による検討会議」からセンター機能等についての提言
		センターの開設	
40	市民活動促進に関する方針の策定検討	市民活動促進に関する方針の策定検討	・「市民活動促進に関する方針」の検討
41	外郭団体の自立化促進	市民委員会連絡協議会の事務局体制の見直し	・「市民委員会連絡協議会」の事務局体制の見直しについて，関係団体への説明及び協議を実施
		姉妹都市委員会事務局業務の見直し	・平成18年度：「ブルーミントン・ノーマル姉妹都市委員会」の事務局業務を国際交流委員会に移管（職員1人の減）
		日韓友好親善協会事務局体制の見直し	・平成18年度：「日韓友好親善協会」の事務局業務を国際交流委員会に移管
		物産協会事務局体制の見直し	・平成16年度：「物産協会」事務局体制の見直し（職員1人の減）
		農業まつり実行委員会事務局体制の見直し	・平成17年度：「農業まつり」の企画，運営を農業者グループに移譲
		その他外郭団体の自立化の検討	・平成17年度：一部観光イベントの事務局を観光協会に移管（職員1人の減）

No.	推進事項	取組項目	主な取組内容
42	アダプト制度の導入検討	アダプト制度の導入の検討	・公共施設の管理へのアダプト制度の導入について検討
43	地方独立行政法人制度の導入検討	地方独立行政法人制度の導入検討	・上下水道事業や病院事業への地方独立行政法人制度の導入について検討
44	庁議の活性化	庁議の構成員の見直し、運営方法等の改善	・平成15年度：庁議構成員の拡充（全部長） ・平成15年度：定例開催（月1回）の決定
45	政策法務能力の向上	政策法務研修の継続 分権まちづくり法務検討会議の活用	・「政策法務研修」、「政策形成企画立案研修」を実施 ・「法制実務研修」を実施
46	要綱等の見直し	要綱等の制定指針の作成	・要綱等の実態調査を実施
47	自治体運営における権限の拡充等	権限の拡充等の促進	・「薬局の開設許可」、「農地等の権利移動の許可」などの事務・権限を北海道から移譲
48	行政手続制度の適正な運用	行政手続制度の適正な運用 ホームページを活用した審査基準等の公表の検討	・審査基準の設定や公表資料の整備を実施 ・平成17年度：許認可等の処分、行政指導、届出等に関する審査基準等一覧の公表について検討
49	職員数250人削減の推進	250人削減の推進	・指定管理者制度、民間委託、嘱託職員の活用等による職員の削減（平成14年度当初比較で職員277人の減）
50	諸手当等の見直し	在勤地内旅費の見直し（日当、日額旅費の廃止） 時間外勤務の縮減 特勤勤務手当の見直し 通勤手当の見直し	・「在勤地内旅費の日当」について関係団体と協議 ・日額旅費は東京事務所の廃止に合わせ廃止 ・時間外勤務の縮減に向けた職員の意識づくり ・平成16年度：特勤勤務手当の支給対象地を削減 ・平成15年度：自動車等使用者の通勤手当を見直し
51	組織の見直し	組織の見直し スタッフ制の導入拡大	・組織改正時期の検討 ・平成18年度当初時点で43課にスタッフ制を導入
52	管理職の縮小	管理職の登用・配置の縮小	・職員配置の見直しによる管理職の削減を実施
53	市役所内の分権の推進	内部管理規程の見直し	・内部管理規程見直しの検討
54	人材育成基本方針の策定	人材育成基本方針策定に係る内部検討委員会の設置 女性職員の職域拡大・登用に係る内部検討委員会の設置 人材育成基本方針の策定 職員の研修体系の見直し	・平成15年度：「内部検討委員会」を設置 ・平成15年度：「女性職員の職域拡大、登用に係る内部検討委員会」の設置 ・平成16年度：「人材育成基本方針」を作成 ・平成15年度：「研修の基本的な考え方」を作成 ・平成17年度：「職員の自主運営講座」を実施
55	各種人事制度等 の見直し	人事評価システムの整備 採用試験制度の見直し 昇任試験・希望降任制度の導入 自己申告制度の導入 庁内公募制度の導入 職員提案制度の見直し	・人事評価システムの整備に向けた調査、研究を実施 ・平成15年度：職員採用試験の面接回数の増 ・平成15年度：課長職昇任試験制度、希望降任制度を導入 ・平成15年度：人事異動に関する自己申告制度を導入 ・平成15年度：人事異動時に東京事務所長職を庁内公募 ・職員提案に対する改善意見等の募集

旭川市行財政改革推進プログラム改訂版の主な取組内容（H18～H22当初）

No.	推進事項	取組項目	主な取組内容
1	市立社会福祉施設の民営化	北星のぞみ荘の統合	・平成19年度：社会福祉法人旭川隣保会「トキワの森」に統合 ・平成20年度：北星のぞみ荘の廃止（職員2人の減）
		つつじ学園の移譲の検討	・社会福祉法人と、移譲に係る具体的な協議の実施
2	指定管理者制度の導入施設の拡大	制度導入ガイドラインの見直し	・平成18年度，平成20年度～平成21年度：指定管理者制度導入ガイドラインの見直し
		導入可能性に係る庁内検討部会の設置	・平成18年度～平成20年度：「庁内検討部会」の設置
		導入施設，年次等の方針決定	・平成20年度：指定管理者制度導入方針の策定
		導入施設の拡大	・平成21年度：平成22年度からの導入に向けた手続の実施
3	PFI方式の導入	P F I方式の導入可能性調査の実施	・平成18年度：高台小学校の整備をモデルとしたPFI方式の導入可能性調査を実施
4	買取り，借上げ方式による市営住宅の供給	実施要領等の作成	・供給方式の研究を行った結果，直接建設方式を採用
		物件の応募受付	
5	業務委託の拡大	空港管理業務の総合的民間委託の実施	・平成19年度：旭川空港総合維持管理業務委託の実施（職員3人の減）
		その他業務委託の拡大	・平成18年度：ごみ収集委託の拡大 ・平成19年度：臨床器材滅菌，洗浄業務の委託 ・平成20年度：水道局電話交換，夜間電話受付，料金窓口収納，下水道完了図交付業務の委託
6	電子市役所への取組推進	第2次e-Asahikawa推進計画（仮称）の策定	・平成18年度：第2次e-Asahikawa推進計画の策定
		計画に基づく取組の推進	・平成18年度：電子申請の開始，インターネット議会議中継の導入，戸籍システムの導入 ・平成19年度：新たな電子申請手続の追加，投票所受付管理システムの導入，施設予約システムや電子調達システムの導入に向けた検討 ・平成20年度：新たな電子申請手続の追加，市民活動支援情報システム（市民活動情報サイト）の導入，防災センターの開設に併せた消防防災情報システムの稼働，施設予約システムの導入検討
7	市民課窓口業務の改善	窓口開設時間の延長の試行	・平成18年度：試行，本格実施
		戸籍事務の電算化	・平成18年度：一部稼働 ・平成19年度：完全稼働
		窓口レイアウト，受付処理方法等の改善	・平成18年度：受付処理方法の改善 ・平成20年度：一部届出窓口をローカウンターに改修
		サテライト方式の窓口設置の検討	・設置場所や運営手法の検討
		パスポートの受付，交付事務の開始	・平成19年度：パスポート交付・受付事務の開始
8	多様な収納方法の導入検討	コンビニ収納の拡大検討	・導入費用，導入時期の検討
		クレジットカード納付の導入検討	・導入費用，効果の検討

No.	推進事項	取組項目	主な取組内容
9	各種助成制度の見直し	補助金交付基準に基づく補助金等の見直し	・平成20年度：行政評価の手法を用いた評価の実施，補助金的負担金の適切かつ厳正な執行の周知
		市単独の上乗せ補助の見直し	・平成21年度：幼稚園就園奨励費補助金の見直し
		市民委員会活動補助金の見直し	・平成19年度：補助金額の見直し
		敬老祝金の見直し	・平成20年度：事業の廃止
		高齢者いこいの家運営費補助金の見直し	・課題と見直しの方向性の検討
		社会福祉施設整備資金利子補給の見直し検討	・平成18年度：平成19年度以降の施設整備分について，制度を廃止
		地域共同作業所補助金の見直し検討	・平成18年度：制度の見直し ・平成21年度：制度の廃止
		融雪施設設置資金融資あっせん制度の見直し	・平成18年度：窓口を類似事業に統合 ・平成19年度：制度を類似制度に統合
		やさしさ住宅助成制度の見直し検討	・平成18年度：対象工事等の見直し ・平成21年度：類似制度と整理統合
		就学助成制度の見直し	・情報収集，他都市の現状把握
		文化芸術事業開催等補助金の見直し	・文化芸術振興条例を制定し，補助金の在り方を検討するための環境を整備
10	北都商業高等学校の方向性の決定	市立高等学校の在り方に係る方向性の決定	・平成18年度：市内道立高と統合し，新しい道立の総合学科の高校を設置する方向性の決定
11	保育所等の在り方を見直し	へき地・季節保育所の設置の見直し	・豊里へき地保育所の休所
		通年制保育園の在り方の検討	・平成18年度：旭東保育園，近文生活館保育園で，3歳未満児の受け入れを開始 ・平成19年度：秋月保育園で，2歳児の受け入れを開始 ・平成20年度：小鳩保育園で，2歳児の受け入れを開始
12	公民館分館の配置の見直し	学校併設分館の配置の見直し	・平成19年度：東旭川公民館豊田分館の廃止 ・平成20年度：東旭川公民館千代田分館の廃止
13	第三セクター等の点検評価	各団体の現状分析	・平成19年度～平成20年度：点検評価の実施
		見直しの方針の決定	・平成20年度：旭川市第三セクター等改善計画の策定
		改善に係る取組の実施	・平成20年度：団体の財務状況等の公表，組織の在り方の検討 ・平成21年度：常勤役員への市退職者派遣の見直し等
14	行政評価の充実	総合計画の進行管理における外部機関の活用	・「総合計画推進委員会」の設置 ・評価意見書の予算編成への活用
		外部委員を活用した公共施設評価の実施	・平成19年度：公共施設評価において，「行政評価委員会」から意見を聴取
		補助効果等を評価する外部機関の設置	・平成20年度：補助金の評価において，「行政評価委員会」から意見を聴取
		その他分野別計画，方針等に基づく点検，評価の実施	・あさひかわ男女共同参画基本計画2006，旭川市次世代育成支援行動計画，旭川市ごみ処理基本計画等に基づく点検評価
15	建設コストの縮減	分担施工方式（異業種含む）打換え方式の導入拡大	・道路関連工事について継続して実施
		公園休養施設規格の標準化	・旭川市標準規格に基づき設計

No.	推進事項	取組項目	主な取組内容
16	市有施設の保全情報システムの活用	施設保全マニュアル及び技術基準類の作成	・平成20年度：施設点検マニュアル，市有施設点検・調査要領の作成 ・平成21年度：施設点検マニュアルの見直し及び技術基準の作成
		施設の劣化診断	・平成20年度：確実な診断体制の構築に向けた内容の調整 ・平成21年度：建築設備に係る劣化状況の点検
17	契約手法の見直し	コピー用紙の一括購入の検討・実施	・平成19年度：主たる卸会社との価格交渉の実施 ・平成20年度：一般競争入札の実施
		パソコン，コピー機などの一括契約の拡大	・コピー機の一括契約の実施 ・パソコン等の一括契約の実施
		多様な入札制度の導入	・一般競争入札の対象範囲拡大
18	附属機関の見直し	民生委員推薦会の委員定数の見直し	・平成19年度：委員定数の削減
		廃棄物処分場に関する附属機関の見直し	・中園処分場閉鎖事業の状況確認 ・処分場環境対策協議会への統合の検討
		公民館運営審議会の見直し	・平成19年度：公民館運営審議会の廃止
19	ごみ収集運搬体制の検討	車両台数や乗車体制の見直し検討	・平成19年度，平成21年度：収集体制の一部見直し
20	自立支援プログラムの策定	自立支援プログラムの策定	・平成18年度：実施方針の策定
		就労支援事業の実施	・平成18年度～平成21年度：就労支援事業の実施
		年金請求等の資産活用への支援	・年金資格調査員の配置
21	その他の事務改善等	I P 電話の導入拡大	・導入効果等の検討
		公用車への軽自動車の導入拡大	・導入の拡大
		子ども，女性，家庭に関する相談業務見直し	・相談員間の連携強化，定例相談会議の実施
		敬老会開催方法等の見直し	・平成20年度：記念品の廃止 ・実施主体へのアンケートによる開催方法の意見聴取等
		予防接種の積算見直し	・平成19年度：乳幼児等予防接種，インフルエンザ予防接種の単価の見直し
		観光循環バス事業の見直し	・平成20年度～平成21年度：JTBと連携し，旅行商品への組み込みを実施
		地域総合除雪体制の地区割りの見直し	・平成18年度：地域総合除雪体制の地区割りの見直し
		ロードヒーティングの見直し	・平成18年度：54か所休止 ・平成19年度：55か所休止 ・平成20年度～平成21年度：56か所休止
		小中学校へのグループウェアの導入	・平成20年度：教育委員会と各小中学校のグループウェアの運用開始
		旭川ウィーン国際弦楽セミナー開催の見直し	・事業の在り方，運営手法の見直し等の検証
22	財政運営に関する数値目標の達成	選挙投票事務における名簿対照システムの導入	・平成19年度：5か所の投票所に導入
		数値目標の達成に向けた取組の推進	・財政健全化プランにおける数値目標に向けた取組の実施

No.	推進事項	取組項目	主な取組内容
23	新たな財政分析手法の導入	バランスシート及び行政コスト計算書の活用方法の検討	・バランスシート，行政コスト計算書，キャッシュフロー計算書を作成，公表 ・平成20年度決算について，新地方公会計制度に基づき，普通会計に企業会計や第三セクター等を連結した新たな財務書類4表を試作
		バランスシートにおける新たな減価償却方法の検討	
		新たな財政分析手法の検討	・健全化判断比率の4指標，公営企業会計毎の資金不足比率を公表
24	政策主導型財政システムへの転換	評価，事業構築，予算編成の連携強化	・PDCAマネジメントサイクルに基づく，評価，事業調査，財源配分及び予算編成を実施
		インセンティブ予算の導入検討	・平成21年度：3件を予算に反映
25	公債費の平準化	市債の借換え	・平成19年度～平成21年度：民間資金による借換債発行で実施
26	基金の新たな活用手法の導入	基金活用手法の検討及び規程等の整備	・平成18年度：育英事業基金，国際交流活動基金，都市緑化基金からの長期借入れに向けた条例改正
		新たな活用手法の運用	・平成19年度：財政調整基金への編入，育英事業基金からの長期借入れ ・平成20年度：財政調整基金への編入，国際交流活動基金，都市緑化基金からの長期借入れ ・平成21年度：財政調整基金への編入
27	各種収納率の向上	口座振替の推進	・市税，保険料等の口座振替の奨励，啓発の実施
		嘱託職員の活用	・嘱託職員の個別訪問による，市税，保険料等の収納督促の実施
		納入指導，滞納整理の強化	・納付督促，納入指導等の実施 ・給与等の差押の実施 ・住宅使用料の長期滞納者等に対する明渡し請求等の実施 ・水道の給水停止処分等の実施
		保育料の収納委託の検討	・平成20年度：各保育所長による督促状等の手渡し，納付の呼びかけの実施
		市税滞納等に対する行政サービス等の在り方の検討	・対象サービスの検討
28	広告掲出等による収入の確保	ホームページ，各種封筒等への広告掲出	・平成18年度：水道局検針お知らせ票及び広報紙，市ホームページへの掲載 ・平成19年度：市税等の通知書用封筒への掲載 ・平成20年度：全庁共通封筒，公式野球場フェンス等への掲載
		自動販売機の提案型設置方式の導入	・平成18年度：旭山動物園において実施
		印刷物の有料頒布に係る調査検討	・他都市の実施状況調査，有料頒布の可能性の検討
29	公有財産の有効活用	遊休地等の売却促進	・市有地の売却の実施
		土地等の貸付の在り方の見直し検討	・平成19年度：有償貸付地の一部を売却 ・平成20年度：市有財産を有効活用するための基本方針の策定 ・平成21年度：自動販売機の設置の貸付契約への移行

No.	推進事項	取組項目	主な取組内容
30	使用料，手数料等の見直し	使用料，手数料設定基準の見直し	・平成21年度：使用料・手数料の見直しに向けた，基準の見直しの検討
		基準に基づく使用料，手数料の見直し	・経済状況等を踏まえ，見直しの見送り
		施設無料駐車場の見直し	・平成19年度：旭川空港の駐車場の有料化 ・職員駐車スペースの有償化の課題整理 ・市営住宅駐車場の有料化の検討
		保育料改定の検討	・平成19年度：定率減税の廃止に伴う必要な見直しの実施
31	病院事業の経営の健全化	経営計画の策定に係る懇話会の設置	・平成18年度：経営委員会の設置
		中期経営計画の策定	・平成18年度：中期経営計画の策定
		看護体制の充実	・平成19年度：10：1看護体制の導入
		外来棟診療体制の再編	・平成18年度：健診センター，化学療法センターを外来棟4階に設置 ・平成19年度：糖尿病センター外来を外来棟3階に設置
		病診連携の推進	・登録医制度の実施，高度医療機器の共同利用の推進，院内研修への他の医療機関スタッフの参加の促進
		D P C（診断群分類包括医療）の導入	・平成18年度：DPC方式への変更
32	上下水道事業の経営の健全化	医療情報システムの充実	・平成18年度：医療情報システムの充実
		事業評価制度への外部評価の導入の検討	・平成18年度，平成19年度：事業評価の実施 ・平成20年度：総合計画に基づく事務事業評価に統一
		上下水道事業に係る財政計画の策定	・平成19年度：財政計画（H20～H23）を策定
		上下水道料金の減免の見直しの検討と実施	・平成20年度：水道・下水道使用料減免制度の見直しを実施
		水道業務手当の廃止	・平成19年度：減額 ・平成20年度：廃止
		下水処理センターの包括的民間委託への移行	・平成20年度：包括的民間委託へ移行（職員3人の減）
		浄水場の運転管理業務の委託の検討	・委託の方法，費用等の検討
		簡易水道事業における委託拡大の検討	・平成20年度：2地区ある簡易水道施設の運転管理を一括して業務委託
33	市民参加の推進	市民参加取組予定の事前公表の実施	・市民参加取組予定施策の調査，ホームページ等による公表 ・意見提出手続，委員公募等の情報の事前公表
		市民参加予定事業に対する第三者機関から意見聴取	・旭川市市民参加推進会議からの意見聴取
		市民参加事業の事後評価の実施	・庁内各部局で事後（自己）評価の実施

No.	推進事項	取組項目	主な取組内容
34	市民活動基本方針の策定と推進	方針の策定	・平成18年度：市民活動基本方針の策定
		市民活動促進検討会議の設置	・平成18年度：市民活動促進検討会議の設置
		協働モデル事業の実施	・平成20年度：庁内協働ワーキンググループからの提案事業のうち5事業の協働モデル事業を予算化
		方針の環境整備（情報共有、人材育成等）	・平成18年度：市民活動フォーラムの開催 ・平成19年度：市民活動交流フェスタの開催 ・平成20年度：市民活動フォーラムの開催，旭川市民活動情報サイトの開設，「職員のための協働推進の手引」の作成 ・平成21年度：協働セミナーの開催
35	市民活動交流センター（仮称）の開設	交流センターの開設	・開設に向けた準備
36	外郭団体の自立化促進	市民委員会連絡協議会の事務局体制の見直し	・平成19年度：段階的措置として，専門部会事務局の一部を一元化
		その他外郭団体の自立化の検討	・平成19年度：社団法人旭川物産協会の移転（嘱託職員1名の減） ・平成20年度：旭川市民生児童委員連絡協議会の移管（職員1名，嘱託職員1名の減）
37	市民参加型市場公募地方債の導入	公募債の導入	・平成18年度：旭山動物園チンパンジーの森整備事業の財源として発行 ・平成19年度～平成20年度：総合防災センター中核施設建設事業等の財源として発行
38	学校施設開放事業の自主運営化	学校施設開放事業に関する調査・検討	・アンケート調査や学校の施設状況等の調査 ・自主運営は困難であるとの結論から，有料化の実施で取組を代替
		自主運営の実施（モデル対象）	
		自主運営の実施（全校対象）	
39	要綱等の見直し	制定指針の作成	・要綱等の作成・見直しに係る助言，支援，研修による意識啓発等の実施
40	自治体運営における権限の拡充等	権限の拡充等の促進	・平成19年度：「有害鳥獣の捕獲等の許可に関する事務」「とがりねずみ科及びねずみ科に属する獣類の捕獲等の許可に関する事務」「一般旅券の発給申請受理・交付に関する事務」を北海道から移譲 ・平成20年度：「中小企業等協同組合法及び中小企業等協同組合法施行規則に係る事務」の一部を北海道から移譲 ・平成21年度：「北海道自然環境等保全条例に基づく事務」「租税特別措置法に基づく事務」「都市再開発法に基づく事務」を北海道から移譲 ・平成22年度：「農地法に基づく事務」「工場立地法に基づく事務」「中小企業等共同組合法に基づく事務」を北海道から移譲
41	行政手続制度の適正な運用	申請に対する処分一覧等のホームページへの公表	・平成18年度：申請に対する処分一覧等の公表
42	職員体制の見直し	3,050人体制に向けた取組の推進	・福祉行政，動物園等に係る体制強化を図る一方，民間への委託，再任用職員の活用等により職員数を削減（平成18年度当初比219人の減）

No.	推進事項	取組項目	主な取組内容
43	給与等の見直し	給料表改正等の給与制度内容の検討	・平成18年度：給与水準の引下げ等の検討
		新給与制度の導入	・平成19年度：新給与制度の導入
		各種委員報酬の見直し検討	・非常勤特別職の報酬に係る他都市の状況把握，検討等の実施
44	諸手当等の見直し	在勤地内旅費の見直し（日当の廃止）	・平成19年度：在勤地内旅費日当の廃止
		特殊勤務手当の見直し	・平成19年度：月額支給から日額又は従事回数による支給へ見直し ・平成20年度：支給対象事務の見直し
		給料の調整額の見直し	・平成19年度：税業務，保険業務に従事する職員への給料の調整額の廃止
		時間外勤務の抑制	・時間外勤務管理方針の提示，時間外勤務の配当制，時間外勤務縮減の意識醸成の実施
45	組織の見直し	組織の見直し	・平成20年度：機構改革の実施
46	管理職の縮小	管理職の登用・配置の縮小	・管理職の配置縮小
47	市役所内の分権の推進	内部管理規程の見直し	・平成20年度：部長の専決事項の一部を室長に移行
48	人材育成基本方針の推進	職員研修の充実	・平成18年度：接遇指導専門の嘱託職員の雇用，接遇指導の実施，次世代リーダー研修（異業種交流研修）の実施 ・平成19年度：自主企画国内体験派遣研修の再開 ・平成21年度：管理監督者向けメンタルヘルス研修の実施
		多様な勤務形態等の検討	・国等の動向を把握し，導入の可能性について検討
		昇任試験の見直し	・平成18年度：試験を休止し，選考による候補者の選抜を実施
		自己申告制度の見直し	・平成18年度：様式の変更等
49	人事評価システムの整備	評価システムの試行実施	・平成18年度：課長職以上を対象として，新たな人事評価制度の試行運用を開始
		評価システムの試行実施範囲の拡大	・各部ヒアリング調査等を実施し，試行実施範囲の拡大に向けた検討
50	一課一改善運動の実施	実施要領の作成	・インセンティブ予算の実施状況を見極めながら制度の構築を検討
		一課一改善の実施	

旭川市行財政改革推進プログラム二訂版の主な取組内容（H22～H25当初）

No.	推進事項	取組項目	主な取組内容
1	市立社会福祉施設の民営化	つつじ学園の移管の検討	・平成25年度：民間事業者に移譲
		北星保育所の移譲の検討	・平成26年度からの移譲に向けて民間事業者を選定
		こまどり保育所の移譲	・平成24年度：民間事業者に移譲
2	指定管理者制度の導入施設の拡大	市営住宅への導入の検討	・課題，効率的な管理運営手法の検討
		市民文化会館（公会堂を含む。）への導入の検討	・平成29年度からの導入を目指して課題等の検討
		大雪クリスタルホールへの導入の検討	・平成27年度からの導入を目指して課題等の検討
		井上靖記念館への導入の検討	・平成26年度からの導入を目指して課題等の検討
		その他施設への導入の拡大	・平成22年度：市営牧場，西神楽農業構造改善センター，西神楽公民館及び市民活動交流センターに導入
3	業務委託の拡大	市ホームページへの広告掲載業務の委託の検討	・平成24年度：こうほう旭川市民への広告掲載業務と合わせて，市ホームページへの広告掲載業務を委託
		市立保育所給食業務の委託の検討	・委託手法，課題等の検討
		その他業務委託の拡大	・平成22年度：伝承の森コタンの保守及び運營業務の委託 ・平成23年度：市民文化会館及び公会堂の利用者等対応業務の委託 ・平成24年度：市役所代表電話における電話交換業務及び上下水道料金の初期末納者に対する訪問督励業務の委託 ・平成25年度：不燃ごみ収集運搬業務の委託
4	電子市役所への取組推進	電子申請の利用促進	・簡易申請を活用した電子申請の導入促進 ・電子申請の手続拡大のためのガイドラインを策定
		施設予約システムの利用拡大	・平成22年度：市民活動交流センターに導入 ・平成23年度：総合体育館に導入 ・平成24年度：ときわ市民ホール，勤労者福祉総合センター及び近文市民ふれあいセンターに導入
		連携型GISの機能強化の検討	・他部局との連携強化を目標に，ASP型サービスにより，全庁ネットワーク端末でGISデータにアクセスできる環境を構築する方針を決定
5	窓口業務等の改善	コールセンター設置の検討	・費用対効果等を検討した結果，設置を見送り
		開庁時間外受付サービスの拡充	・平成22年度：出生に伴う指定ごみ袋の交付，子ども手当申請，住民票及び印鑑登録証明の取次交付，国民年金学生納付特例申請の開庁時間外受付サービスを開始
		窓口休日開庁の検討	・実態調査を踏まえ，木曜日の窓口開庁時間の延長や自動交付機の設置を続け，現状の開庁時間を継続する方針を決定

No.	推進事項	取組項目	主な取組内容
6	多様な収納方法等の導入検討	コンビニ収納の拡大検討	・導入及び維持管理の経費節減を検討
		クレジットカード納付の導入検討	・平成24年度：市立旭川病院の診療費等においてクレジットカード納付を導入
		電子納付システムの導入に向けた検討	・電子納付手段の中で最も普及している，クレジットカード納付の導入を先行して実施
		マルチペイメントシステムの検討	
		電子申告の導入	・平成22年度：法人市民税，個人市民税，固定資産税（償却資産）及び事業所税に導入
7	各種助成制度の見直し	補助金交付基準に基づく補助金等の見直し	・平成24年度：行政評価により補助金の見直しを実施
		市民委員会活動補助金の見直し	・平成24年度：均等割額及び世帯数割額を見直し，その差額を市民委員会チャレンジ事業の予算へ上乗せ
		旭川市社会福祉協議会運営費補助金の見直し	・平成23年度：地域福祉活動のコーディネーターとなる福祉活動専門員を増員し，体制や活動の強化を図るために増額
		老人クラブ運営費補助金の見直し	・自主財源不足等の老人クラブの現状を考慮して，見直しを見送り
		高齢者いこいの家運営費補助金の見直し	・平成23年度：活動実態に応じた算定となるよう，運営に要する経費は支出項目毎に算定基準を設定
		生ごみ堆肥化容器購入助成金の見直し	・平成23年度：助成限度数を300台から200台に削減
		個人用電動生ごみ処理機購入助成金の見直し	・平成25年度：助成金の廃止
		文化芸術事業開催等補助金等の見直し	・対象団体を公募する新しい制度を導入する方針を決定
8	保育所等の在り方 の見直し	へき地・季節保育所の設置の見直し	・国の子ども，子育て支援新制度が不明瞭のため，設置の見直しを見送り
		通年制保育園の在り方の検討	・平成25年度までに，3歳未満児の受け入れを12施設に，宅配方式による昼食提供を13施設に拡大
9	愛育センターの在り方 の見直し	愛育センターの在り方の検討	・障害児支援制度が一新されたことを踏まえて，今後の在り方について検討
10	公民館分館の配置の 見直し	学校併設分館の配置の見直し	・平成25年度：神楽公民館西御料地分館を廃止
11	試験研究機関の在り方 の見直し	工芸センターの在り方の検討	・平成24年度：木工芸，窯業業界の振興を図るため，今後の展開や組織としての在り方を検討し，内部指針として工芸センターの行動指針を策定
		工業技術センターの在り方の検討	・旭川ものづくり総合支援センターの構成機関として，ものづくり全般に関する相談を受け付け，その解決に向けて関係機関との連携を図られるよう検討
12	第三セクター等の 見直し	改善に係る取組の実施	・旭川市第三セクター等改善計画に基づく取組を実施したほか，旭川市土地開発公社及び旭川河川環境整備財団は，平成25年度中に解散する方針を決定

No.	推進事項	取組項目	主な取組内容
13	行政評価の充実	P D C A サイクルの在り方等の再検討	・C（評価）に当たる施策評価において、実施要綱を制定し様式等を見直したほか、各事務事業の施策に対する貢献度を相対評価とするなど、新たな評価手法を導入
		総合計画推進委員会における審議手法の検討	・総合計画推進委員会が担っていた機能の一部を、市民等で構成された、旭川市まちづくり基本条例市民検討会議で担当
		外部委員を活用した第三セクター等評価の実施	・公益法人制度改革への対応や一部団体の解散を視野に、評価を見送り
		補助効果等を評価する外部機関の設置	・平成24年度：行政評価委員会を活用し、補助金の外部評価を実施
14	建設コストの縮減	分担施工方式（異業種含む。）や打換え方式の導入拡大	・平成22～24年度：分担施工方式を325件、打換え方式を178件導入
		公園休養施設規格の標準化	・旭川市標準規格に基づき設計した施設と、既製品との差が無くなってきているため、旭川市標準規格の施設導入の方針を見直し
15	施設等の保全	市有施設の長期保全計画の策定	・11の市有施設の長期保全計画を策定
		公園施設長寿命化計画の策定	・平成22年度：公園施設長寿命化計画を策定
		橋梁長寿命化計画の策定	・計画策定に向けた橋梁点検を、603橋中597橋まで実施
		道路アセットマネジメントの導入に向けた現況調査	・平成24年度：道路アセットマネジメントを盛り込んだ土木施設維持管理基本計画の基となる、旭川市土木施設維持管理基本方針を策定
16	契約手法の見直し	総合評価方式一般競争入札の拡大	・建設工事において拡大
		電子入札の導入検討	・導入経費の節減及び時期等の検討
17	附属機関の見直し	廃棄物処分場に関する附属機関の見直し	・旭川市中国廃棄物最終処分場監視委員会が、旭川市廃棄物処分場環境対策協議会にオブザーバーとして参加する等により、両機関の統合と同様の効果を実現
18	その他の事務改善等	庁舎で使用する電力の供給契約の見直し	・平成23年度：総合庁舎及び第三庁舎の電力供給契約を業務用ウィークエンド料金に変更
		市有施設の省エネ化の推進	・平成23年度：総合庁舎の照明器具1,063灯を省エネ型に改修
		パソコン等調達方法の見直し	・平成24年度：パソコンとプリンターを分割して調達することで費用削減
		オープンソースソフトウェアの活用検討	・既存ソフトとの機能の差異、互換性の検討
		国民健康保険証のカード化	・平成22年度：個人ごとにカード化を実施
		乳幼児健診業務の見直し	・経費削減効果等を検討した結果、業務委託を見送り
		予防接種の積算見直し	・平成22年度：高齢者等へのインフルエンザ予防接種の委託料単価を見直し
		旭川ウィーン国際弦楽セミナー開催の見直し	・開催負担金を段階的に削減

No.	推進事項	取組項目	主な取組内容
19	財政運営に関する数値目標の達成	数値目標の達成に向けた取組の推進	・新財政健全化プランにおける数値目標達成に向けた取組を実施
20	新たな財政分析手法の導入	新たな財政分析手法の導入	・財務書類4表を「世代間の公平性・財政能力・効率性自律性」の観点から分析し、財務指標として数値化
		基準モデルに基づく財務書類の作成	・平成22年度：基準モデルにより財務書類4表を作成
		「予算の概要」の作成	・平成22年度：「旭川市の予算はどうなっているの？」を作成
21	各種収納率の向上	口座振替の推進	・市税，保険料等の口座振替の奨励，啓発の実施
		嘱託職員の活用	・各未収金に対する嘱託職員による電話催告や臨戸訪問等の納入督促を実施
		納入指導，滞納整理の強化	・納付督促，納入指導等の実施
		インターネット公売の導入	・平成22年度：インターネット公売の導入
		特別徴収事業所の拡大	・特別徴収事業所拡大プランを策定し，拡大に向けて各種取組を実施
22	広告掲出等による収入の確保	ホームページ，各種封筒等への広告掲出	・市ホームページ，市民広報，家庭ごみ分別収集カレンダー，各種封筒，スタルヒン球場，水道局広報誌等へ広告掲出
23	公有財産の有効活用	遊休地等の売却促進	・平成22～24年度：39件の遊休地等を売却
		自動販売機の貸付契約への移行	・平成22年度：市民活動交流センターの2台の自動販売機の貸付契約を締結 ・平成25年度：目的外使用許可の取扱い3台と東鷹栖支所等の4台の自動販売機の貸付契約を締結
		無償貸付の妥当性の検証	・有償とした場合の金額を算定し，本来，収入となる金額を明らかにする等の取組を進め，有償貸付への移行促進
		貸付地の売却	・平成22～24年度：6件の貸付地を売却
24	使用料，手数料等の見直し	使用料，手数料の見直し	・総合防災センターコミュニティホール等の有料化，パークゴルフ場の有料化拡大等を実施。 ・4年を目途に行うこととしている使用料，手数料の全体的な見直しについては，平成22年度は改定を見送り
		来庁者用駐車場の管理方法等の検討	・有料化に向けて，運営手法等の検討
		職員用駐車スペースの有償化の検討	・有償化に向けて，関係部局と協議
		市営住宅駐車場の有料化の検討	・平成25年度からの北彩都団地の有料化に向けて，条例を改正
		保育料の改定	・国の子ども，子育て支援新制度が不明瞭のため，改定を見送り

No.	推進事項	取組項目	主な取組内容
25	上下水道事業の経営の健全化	上下水道事業に係る財政計画の策定	・平成23年度：水道事業，下水道事業財政計画を策定
		組織体制の見直し	・平成24年度：1部9課21係から1部8課20係に見直し
		上下水道料金の減免の見直し	・課題等を検討した結果，見直しを見送り
		浄水場の運転管理業務の委託の検討	・委託手法，課題等の検討
		停水業務の委託の検討	・平成24年度：停水業務の委託
26	病院事業の経営の健全化	中期経営計画の策定	・平成22年度：中期経営計画を策定 ・平成24年度：中期経営計画の平成25年度以降の経営収支及び目標値を見直し
		経営形態の検討	・地方公営企業法の全部適用移行後の検証と，地方独立行政法人化の課題等の研究
		病診連携の推進	・登録医制や高度医療機器共同利用事業等の推進
		医療体制の充実	・平成22年度：精神科病棟の夜勤専門看護助手の配置 ・平成23年度：看護助手の休祭日勤務の実施 ・平成24年度：7対1看護体制を導入
		医療情報システムの充実	・平成22年度：江丹別診療所のレセプトオンライン化 ・平成23年度：医療画像管理システムを導入
27	市民参加の推進	市民参加取組予定の事前公表の実施	・市民参加に係る施策を集約し，市ホームページや冊子を通じて事前公表
		市民参加予定事業に対する第三者機関からの意見聴取	・市民参加に係る施策を集約し，旭川市市民参加推進会議から意見を聴取
		市民参加事業の事後評価の実施	・前年度に実施した市民参加に係る施策について，各担当部局で事後評価を実施
28	協働のまちづくりの推進	市民の企画提案による協働のまちづくり事業の実施	・平成22年度：応募16事業のうち6事業を採択 ・平成23年度：応募13事業のうち7事業を採択 ・平成24年度：応募8事業のうち6事業を採択
		市民協働推進会議の開催	・市民協働推進会議を開催し，協働事業に対して具体的な成果や課題等を検証
		支所機能等を見直し	・平成24年度：まちづくり相談窓口を設置
		支所地域まちづくり推進協議会の開催	・各支所で支所地域まちづくり推進協議会を開催し，地域の課題解決や活性化に資する事業を実施したほか，支所地域以外の5つの地域にまちづくり推進協議会を設置
		パークゴルフ場の協働管理の拡大	・平成22年度：2団体参加 ・平成23年度：1団体参加，1団体参加取り止め ・平成24年度：1団体参加
		その他協働の取組の推進	・協働に関する講義やワークショップ等の開催 ・科学館及び博物館の事業運営を支援するための市民ボランティア団体の設立
29	外郭団体の自立化促進	市民委員会連絡協議会の事務局体制の見直し	・事務局職員を市嘱託職員から団体の直接雇用に変更
		老人クラブ連合会の事務局体制の見直し	・事務局職員を市嘱託職員から団体の直接雇用に変更

No.	推進事項	取組項目	主な取組内容
30	地域コミュニティ拠点施設の在り方の見直し	住民センター・地区センターの在り方の検討	・地域の市民活動の促進に向けた拠点施設としての在り方を検討
31	児童館の在り方の見直し	児童館の在り方の検討	・子育て支援に関する市民活動の拠点施設としての在り方を検討
32	地域主権時代に対応した自治体運営の推進	まちづくり基本条例の検討	・平成23年度：条例策定に係る基本的な考え方（案）を策定 ・平成24年度：条例策定に係る基本的な考え方を決定，条例の検討に向けた市民検討会議の設置及び庁内ワーキンググループの設置，条例に対する意見を得るため市民報告会の開催等
		地域主権改革への適正な対応	・地域主権一括法の施行に伴う関係条例の制定と改正
		権限の拡充等の促進	・平成22年度：特定非営利活動法人の認証等の開始 ・平成24年度：特定非営利活動法人の認証等に関連する事務及び権限の拡充
33	職員体制の見直し	2,900人体制に向けた取組の推進	・再任用職員の活用，民間委託の拡大，職員体制の見直し等により正職員数を削減（平成22年度当初比 75人減）
34	給与，諸手当等の見直し	給与制度の見直し	・給与の独自削減措置，持家の住居手当引下げ，新築購入加算措置の廃止，交通用具使用者の通勤手当引下げ等を実施
		各種委員報酬の見直し	・平成23年度：各種行政委員会委員の報酬について，減額や月額制から日額制へ見直し
		時間外勤務の管理の適正化	・年度当初に時間外勤務管理方針を提示 ・時間外実績をデータ化，分析し，適正な事務配分を促進
35	組織の見直し	組織の見直し	・組織機能の充実，連携強化や業務の効率性の向上を図るため，逐次，組織の見直しを実施（平成22年度当初比 1室減，2課増，5係減）
36	人材育成基本方針の推進	職員研修の充実	・平成22年度：新規研修としてプレゼンテーション，ファシリテーション及びコミュニケーションに関する研修を実施したほか，係長職以上を対象にコンプライアンス研修を実施 ・平成23年度：新規研修としてCD（市民感動）レベル接遇研修を実施 ・平成24年度：新規研修として業務改善研修を実施したほか，技能労務職員の事務又は技術職への転任に向け，文書，パソコン等の実務に関する研修を実施
		多様な勤務形態等の検討	・平成22年度：育児休業などの取得可能職員の範囲拡大，時間外勤務の制限に係る制度の拡充
37	人事評価システムの整備	評価基準，運用方法等の整理	・運用上の課題の検証及び制度の充実
		評価システムの実施範囲拡大の試行	・一般職への拡大に向けた検討
		評価システムの実施範囲の拡大	

旭川市財政健全化プランの取組結果（H18予算～H20予算）

	合計額(億円)	主な取組内容
行財政改革による取組	目標額 108.9 取組額 115.6	
収入の確保	目標額 21.1 取組額 21.3	
市税等の収納率の向上	目標額 6.3 取組額 8.4	・市 税 H18予算90.8%→H20予算91.5% ・保 育 料 H18予算77.9%→H20予算80.1% ・住宅使用料 H18予算73.2%→H20予算75.0%
受益者負担の適正化	目標額 5.6 取組額 5.4	・施設使用料及び各種手数料の見直し
その他収入の確保	目標額 9.2 取組額 7.5	・遊休資産の売却 ・広告料収入の開拓
支出の抑制	目標額 87.8 取組額 94.3	
人件費の削減	目標額 31.6 取組額 33.0	・職員数の削減 H18当初3,173人→H20当初3,083人 △90人 ・給料の独自削減 ・退職時特別昇給の廃止 ・寒冷地手当の見直し ・特殊勤務手当の削減 など
内部管理経費の見直し	目標額 27.0 取組額 29.4	・指定管理者制度の導入 ・在勤地内旅費日当の廃止 ・一般事務経費、施設管理経費等の節減 など
各種助成制度の見直し (扶助費・補助金等)	目標額 13.0 取組額 14.9	・補助金交付基準に基づく各種補助金の見直し ・市単独扶助費の見直し など
公共事業費等の見直し	目標額 1.2 取組額 6.6	・各種公共事業の規模、期間などの見直し ・学校施設整備のPFI方式の導入 など
市債発行の抑制	目標額 10.4 取組額 2.2	・建設事業債の抑制
繰出金の抑制	目標額 4.6 取組額 8.2	・病院、下水道事業会計への繰出金の抑制 など
財源対策による取組	目標額 51.0 取組額 99.6	・基金の有効活用 ・行財政改革等推進債の活用 など
合 計	目標額 159.9 取組額 215.2	

※ 旭川市財政健全化プラン改訂版含む

新旭川市財政健全化プランの取組結果（H21予算～H25予算）

	合計額(億円)	主な取組内容
行財政改革による取組	目標額 118.6 取組額 214.3	
収入の確保	目標額 46.9 取組額 52.4	
市税等の収納率の向上	目標額 35.6 取組額 41.9	・市 税 H21予算92.3%→H25予算94.7% ・保 育 料 H21予算80.4%→H25予算88.6% ・住宅使用料 H21予算75.3%→H25予算80.0%
受益者負担の適正化	目標額 6.0 取組額 2.0	・施設使用料及び各種手数料の見直し
その他収入の確保	目標額 5.3 取組額 8.5	・遊休資産の売却 ・広告料収入の開拓 ・行政財産の貸付
支出の抑制	目標額 71.7 取組額 161.9	
人件費の削減	目標額 50.1 取組額 76.3	・職員数の削減 H21当初3,007人→H25当初2,879人 △128人 ・給料の独自削減 ・給料の昇給抑制 ・通勤手当の見直し など
内部管理経費の見直し	目標額 8.0 取組額 34.3	・指定管理者制度の導入 ・ごみ収集体制の見直し ・一般事務経費、施設管理経費等の節減 など
各種助成制度の見直し （扶助費・補助金等）	目標額 4.7 取組額 4.6	・補助金交付基準に基づく各種補助金の見直し ・市単独扶助費の見直し など
公共事業費等の抑制	目標額 1.9 取組額 6.5	・各種公共事業の規模、期間などの見直し ・都市計画街路改良事業の契約手法見直しなど
市債発行の抑制 公債費の平準化	目標額 0.5 取組額 0.5	・ななかまど債発行の中止による発行手数料の減
第三セクター等への 財政的支出の削減	目標額 2.5 取組額 6.4	・旭川市土地開発公社事業資金貸付金の減 など
特別会計事業の健全化	目標額 4.0 取組額 33.3	・病院、下水道事業会計への繰出金の抑制 など
財源対策による取組	目標額 54.5 取組額 0.0	
合 計	目標額 173.1 取組額 214.3	

旭川市行財政改革推進プログラム 三訂版

平成26年（2014年）1月

編集

行政改革部行政改革課，総合政策部財政課

〒070-8525 旭川市6条通9丁目

電話 0166-25-6205 FAX 0166-24-7833

電子メール gyoukaku@city.asahikawa.hokkaido.jp

ホームページ <http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/gyoukaku/>